

武蔵村山市第八次行政改革大綱

武蔵村山市DX推進計画(第1.0版)

(令和8年度～令和12年度)

令和8年3月

武蔵村山市

武蔵村山市第八次行政改革大綱・ 武蔵村山市DX推進計画（第1.0版） の策定に当たって



令和7年に多摩都市モノレール箱根ヶ崎方面延伸に関する都市計画決定及び都市計画事業の認可がされたことにより、多摩都市モノレールの市内延伸が大きく動き始め、今後、本市が大きく発展していく節目の時期を迎えております。

一方で、少子高齢化や物価高騰等の影響が続いていることに加え、今後数年間で多摩都市モノレールの市内延伸や公共施設の老朽化に伴う財政支出の大幅な拡大が見込まれていることから、本市の財政状況の先行きを見通すことは困難であり、決して楽観できない状況となっております。

このような中で、持続可能な行財政運営を実現し、複雑に変化し続ける政策課題や市民の皆様の期待に柔軟に応えることが求められています。

そのため、本市では効率的かつ効果的な行政運営を目指し、より一層の組織力の強化が必要であることから、令和7年度で計画期間を満了する第七次行政改革大綱の次期計画である第八次行政改革大綱を策定するに当たっては、行財政改革の原点に立ち返り、行政内部の仕組みや人材育成に改めて着目し、職員が真に担うべき業務を明らかにした上で、ICT技術や民間活力の更なる活用を図り、効率的かつ効果的な行政運営や組織の改革に焦点を当てました。また、AIをはじめとし、めざましく発展するデジタル技術の更なる活用による市民サービスの向上及びより効率的な行政運営を推進していくため、「組織力の強化」及び「DX推進」を二つの改革の柱として掲げ、推進していきます。

また、本大綱の策定に当たり、効率的な推進方法等について検討した結果、同時期に計画期間が満了する第五次情報化基本計画の次期計画として新たに策定するDX推進計画（第1.0版）を改革の柱の一つと捉えることとし、同計画を本大綱と一体的に策定するものであります。

今後も引き続き、行政改革が「市民のための改革」であることを念頭に置きながら、市長である私が率先して職員とともに改革を進めてまいります。本市の未来を切り拓くこの挑戦に向けて、市民の皆様の御理解、御協力を心よりお願い申し上げます。

令和8年3月 武蔵村山市長

山崎泰大

目次

第1章 総論

1 策定の趣旨	1
2 推進期間	1
3 アクションプランの策定	1
4 行政改革・DXの基本理念	2
5 改革の柱	2
6 改革の基本視点	3
7 推進体制	4

第2章 改革の推進体系及び推進項目一覧

1 改革の推進体系	7
2 推進項目一覧	8

第3章 改革の柱① 組織力の強化

1 推進項目	15
(1) 組織基盤の強化	15
(2) 財政力の強化	21
(3) 魅力度の向上	25

第4章 改革の柱② DXの推進 (武蔵村山市DX推進計画(第1.0版))

1 武蔵村山市DX推進計画について	31
2 推進項目	33
(1) 市民サービスDXの推進	33
(2) 庁内DXの推進	40

資料編

1 行政改革推進委員会	49
2 行政改革推進委員会からの答申(抜粋)	50
3 行政改革本部及びDX推進本部	55
4 行政改革本部及びDX推進本部専門部会	59
5 用語集	63
6 DX推進に関する市民ニーズアンケート結果	67

第1章

総論

1 策定の趣旨

本市では、平成3年度に第一次となる行政改革大綱を策定して以来、第七次にわたり行政改革大綱を策定し、各分野において効率的かつ効果的な行財政運営の推進を図るため、積極的に行政改革を実施してきました。また、デジタル化施策については、平成12年度に第一次情報化基本計画を策定して以来、第五次にわたり本市のICT化を積極的に進め、業務の効率化及び行政サービスの利便性の向上を図ってきました。

本市の財政状況は、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が90%台で推移するなど、財政の硬直化が顕著となっており、今後予定される多摩都市モノレールの延伸やそれに伴うまちづくりに加え、道路などのインフラ設備の更新、老朽化に伴う公共施設の改修等に係る費用の発生が見込まれていることを踏まえれば、将来の行財政運営は決して楽観できない状況です。また、少子高齢化の進行に伴う本格的な人口減少社会の到来等により働き手の確保が困難となっていることに加え、全国的に地方公務員の離職率の高まりが深刻化し、本市も例外になく新規採用職員確保の難化や病気休職者の増加による人員不足が顕著となっております。

このような中、現行の武蔵村山市第七次行政改革大綱及び第五次情報化基本計画は、令和7年度をもって推進期間が満了となることから次期計画の策定に当たり、効率的な推進方法等を検討した結果、行政改革とDXの推進目的は共通した要素を有し、密接に関係していることからDXを行政改革大綱の改革の柱の一つとして捉え、その取組を効果的・効率的に推進するとともに、着実な進行管理を行っていくことで、本市の状況の変化に対応した良質な行政サービスを提供できると判断し、次期計画においては一体的に策定していくこととしました。

また、情報化基本計画については、従前のデジタル化施策のみでなく、デジタル化に合わせた行政サービスの変革（DX）に関する取組をより充実させるため、次期計画の名称を「DX推進計画」に改め、より一層の改革を推進していきます。

以上により、社会経済情勢など本市を取り巻く状況の変化や複雑多様化する市民の需要を満たす良質な行政サービスを提供するとともに将来にわたって持続可能な行財政運営を実現し、「人と人との『絆』を大切にしたい信頼の市政」を着実に推進するため、武蔵村山市第八次行政改革大綱及び武蔵村山市DX推進計画（第1.0版）を策定するものです。

2 推進期間

令和8年度から令和12年度まで（5年間）

3 アクションプランの策定

本市の行政改革及びDXを計画的かつ着実に推進するため、行政改革大綱及びDX推進計画アクションプランを毎年度策定し、社会経済情勢の変化等に応じて実施時期や所管課等を適宜見直していきます。

なお、行政改革大綱等で掲げる推進項目については、新たな追加や削除を行いません。

4 行政改革・DXの基本理念

複雑・多様化する市民ニーズや環境変化に対応した良質な行政サービスを提供するとともに安定的な行財政基盤を確立するためには、組織や人材の強化及び効率的な行政運営による限られた経営資源を最大限に有効活用できる体制を構築することが必要不可欠であることから、次のとおり、本市の行政改革及びDXの推進に関する基本理念を定めます。

【行政改革・DXの基本理念】

多様化する市民ニーズや環境変化に対応可能な組織の構築と
新たな手法やデジタルの力を活用した業務改革の実現

5 改革の柱

基本理念を着実に達成し、具現化するために、次の2つの柱に基づき改革を推進していきます。

(1) 改革の柱①「組織力の強化」

社会経済情勢やライフスタイルの変化に伴い、流動的に環境が変化し、市民ニーズが複雑多様化する中で、的確かつ迅速に対応していくために職員一人一人が柔軟な対応力を身につけ、個の能力を向上させます。また、それを集結し、組織を活性化させることで組織全体としての組織力の底上げを図っていきます。さらに、持続可能な成長を実現する強固な組織基盤を構築し、組織と個人の力を効率的かつ効果的に発揮できる好循環を創出することにより、市民満足度の向上を図ります。

(2) 改革の柱②「DXの推進」(武蔵村山市DX推進計画(第1.0版))

更なるデジタル化社会や人口減少等による人材不足に対応するべく、行政サービスのデジタル化及びそれに伴うDXを推進することにより、市民の利便性の向上や業務の効率化を図っていきます。また、DX等により生み出された短縮時間を職員にしか対応できないコア業務に割り当てることにより、限られた人材や資源を効率的かつ効果的に活用し、市民のQOL及び行政サービスの質の向上を図ります。

6 改革の基本視点

改革の推進に当たっては、次の6つの基本視点から行財政運営及びDX施策について改革します。



市民満足度

(1) 基本視点①「市民満足度の向上」

市民の立場に立った行政サービスの在り方を検討するとともに、目的意識をもって迅速かつ正確にサービスを提供することにより、市民満足度の向上を図ります。



職員満足度

(2) 基本視点②「職員満足度の向上」

本市に限らず、他自治体や民間企業においても人材雇用の流動性が増していることから、本市に根付いて勤務できるよう職員の能力を最大限に発揮でき、働きがいを得ることのできる働きやすい環境を構築し、職員のエンゲージメントの向上を図ります。



意識改革

(3) 基本視点③「職員の意識改革」

行政改革を真に実効性のあるものとするため、組織のビジョンを共有し、また、DXの推進に資するためデジタルリテラシーの醸成を図り、職員一人一人の意識改革を促すことで、足下から行政改革及びDXを推進する環境を構築します。



有効活用

(4) 基本視点④「経営資源の有効活用」

限られた財源、職員の能力を最大限に活用し、効率的かつ効果的に事務を執行するとともに、民間企業等の資金やノウハウを活用し公共施設等の有効活用を図るなど、費用対効果の向上に向けた創意工夫に努め、経営資源を有効活用した行財政運営を推進します。



公平性

(5) 基本視点⑤「公平なサービス提供」

目覚ましく変革する社会変動に伴う行政改革やDXの変革に取り残されることのないように全市民が享受可能な改革を推進します。



効率化

(6) 基本視点⑥「業務プロセスの効率化」

行政改革やDXの効果を高めるため、新たなシステムや技術を導入するだけでなく、既存の業務プロセスにとらわれず、業務フローや処理時間等を可視化し洗い出すことを視野に入れ、適正な運営により限られた人材・資源の更なる効率化を図ります。

7 推進体制

改革の推進に当たっては、次の体制により推進していきます。

(1) 庁内組織

ア 行政改革本部

行政改革大綱の策定に当たり、市長を本部長として市の行政改革施策を総合的見地から検討し、行政改革施策の推進における中心的役割を果たします。

イ DX推進本部

DX推進計画の策定に当たり、副市長を本部長（CIO）として市の情報化施策を総合的見地から検討し、DX施策の推進における中心的役割を果たします。

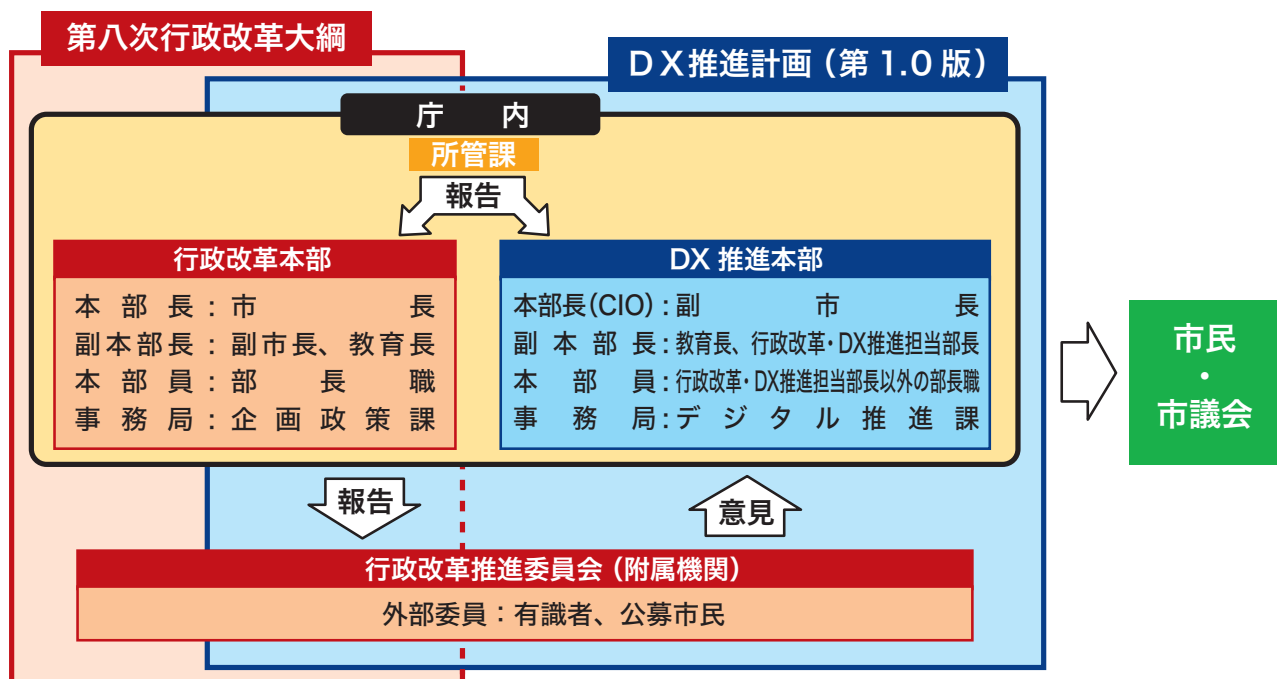
(2) 行政改革推進委員会（附属機関）

市長の諮問に応じ、附属機関として行財政運営の在り方や行政改革の方策に関することを審議し、答申します。また、行政改革大綱等の実施状況について審議し、市長に対して意見を述べることで、行政改革等に関する市民等の意見を反映する役割を担います。

(3) 推進体制

行政改革大綱等の進捗状況については、引き続き半期ごとに進捗状況を調査し、その結果を行政改革本部及びDX推進本部並びに行政改革推進委員会に報告するとともに、同委員会から意見を聴取した上で、市報、ホームページ等により市民等に公表します。

【推進体制イメージ図】

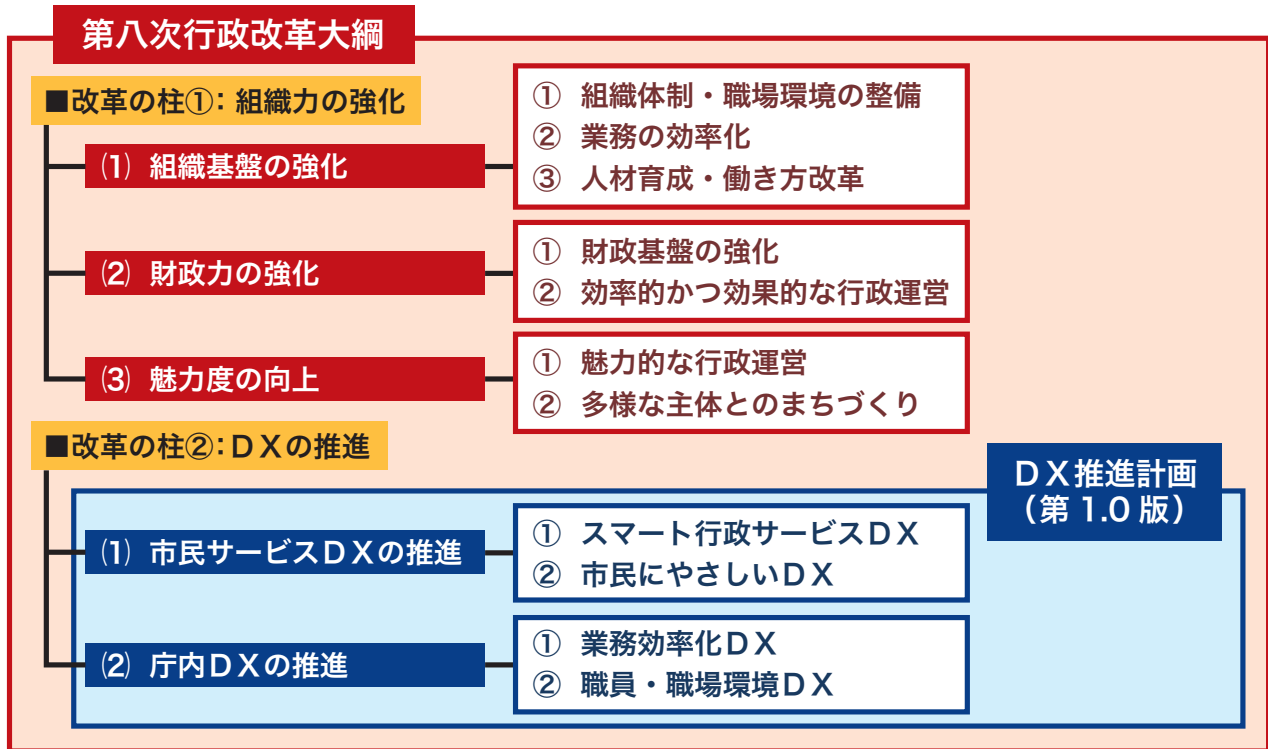


第2章

改革の推進体系及び推進項目一覧

1 改革の推進体系

2つの「改革の柱」に基づき、次のとおり改革の推進体系を定めます。



2 推進項目一覧

【改革の柱①】組織力の強化

推進項目	所管課
(1) 組織基盤の強化	
① 組織体制・職場環境の整備	
項番 1：オフィス改革の推進	企画政策課等
項番 2：行政文書のペーパーレス化の推進	企画政策課等
項番 3：柔軟な定員管理の推進	企画政策課
項番 4：組織横断的な課題解決体制の検討	企画政策課
項番 5：窓口開庁時間及び夜間延長窓口の在り方の検討	企画政策課等
項番 6：危機管理体制の強化（実務的な訓練の実施）	危機管理課等
② 業務の効率化	
項番 7：専決事案・政策決定過程等の見直し	企画政策課
項番 8：アナログ規制の見直しの検討	文書法制課等
項番 9：BPRの推進	企画政策課等
③ 人材育成・働き方改革	
項番 10：職務級の見直し（1級主事の廃止、2級・3級主事の統合）	職員課
項番 11：職員のエンゲージメント向上施策の検討及び実施	職員課
項番 12：「人材育成基本方針」の改定	職員課
項番 13：職員向け研修の整理及び体系化	職員課等
項番 14：職員の意欲を向上させる人事評価制度の検討	職員課
項番 15：柔軟な働き方の実現に向けた検討	職員課
項番 16：戦略的な採用試験及び採用手法の検討	職員課
項番 17：多様な人材の活用策の検討	職員課等
項番 18：昇任意欲向上施策の検討	職員課
(2) 財政力の強化	
① 財政基盤の強化	
項番 19：新たな財源確保・活用策の検討	財政課等
項番 20：「公の施設使用料見直し基本方針」の見直し	財政課等
項番 21：ふるさと納税の新たな活用策の検討及び実施	広報・プロモーション課
項番 22：地方公会計の新たな活用策の検討	財政課
項番 23：学童クラブ育成料見直しの検討	子ども育成課

推進項目	所管課
② 効率的かつ効果的な行政運営	
項番 24：「PPP/PFI手法導入優先的検討規程」の策定	企画政策課
項番 25：「指定管理者制度の導入及び運用に関する指針」及び「モニタリングに関する指針」の見直し	企画政策課
項番 26：公共施設における指定管理者制度等の導入の検討	福祉総務課等
項番 27：成果連動型民間委託契約方式（PFS）の導入の検討	総務契約課
項番 28：窓口業務における委託化の検討	市民課等
項番 29：J-クレジット導入の検討	環境課
項番 30：公共施設等の管理における包括的民間委託等の検討	企画政策課等
項番 31：広域連携事業の検討	企画政策課等
(3) 魅力度の向上	
① 魅力的な行政運営	
項番 32：「(仮称) シティプロモーション方針」の策定	広報・プロモーション課
項番 33：子ども・若者の居場所づくりの検討	子ども政策課等
項番 34：公共施設のにぎわい醸成施策の検討	企画政策課等
② 多様な主体とのまちづくり	
項番 35：市民参加（市民ワークショップ等）の体系づくり	企画政策課
項番 36：民間提案制度の検討及び「サウンディング型市場調査指針」の策定	企画政策課
項番 37：企業等との包括連携の推進	協働推進課
項番 38：子ども・若者の意見聴取機会の検討	子ども政策課等

【改革の柱②】DXの推進（武蔵村山市DX推進計画（第1.0版））

推 進 項 目	所管課
(1) 市民サービスDXの推進	
① スマート行政サービスDX	
項番 39：市公式デジタルツール導入の検討	デジタル推進課等
項番 40：オープンデータの整備	デジタル推進課等
項番 41：行政手続のオンライン化の推進	デジタル推進課等
項番 42：マイナンバーカードの新たな利活用策の検討	デジタル推進課等
項番 43：フロントヤード改革の推進	市民課等
項番 44：公金収納におけるデジタル化（eL-QRの活用）の拡充	会計課等
項番 45：歴史資料のデジタルアーカイブ化の実施	文化振興課
② 市民にやさしいDX	
項番 46：防災分野におけるデジタル化・DXの検討（防災DX）	危機管理課等
項番 47：地域活動におけるICT化の検討	協働推進課等
項番 48：民生・児童委員活動のICT化	福祉総務課
項番 49：デジタルデバイド対策の推進	デジタル推進課等
項番 50：子ども向けデジタル体験事業の実施	子ども政策課等
項番 51：子ども・高齢者の新たな見守りサービスの検討	高齢福祉課等
項番 52：公共施設利用時の利便性向上策の検討	文化振興課等
項番 53：学校教育における定期テスト等のCBT化の検討	教育指導課等

推進項目	所管課
(2) 庁内DXの推進	
① 業務効率化DX	
項番 54：AI・RPAの活用	デジタル推進課等
項番 55：新たなノーコード、ローコードツール導入の検討	デジタル推進課等
項番 56：テレワークの推進	デジタル推進課等
項番 57：情報システムの標準化・共通化の推進	デジタル推進課等
項番 58：電話対応業務の効率化の検討	総務契約課等
項番 59：条例等の公布の電子化の実施	文書法制課
項番 60：訪問業務等の効率化策の検討	高齢福祉課等
項番 61：まちづくり分野におけるデジタル化の推進	都市計画課等
項番 62：財務会計事務における電子決裁の導入	会計課等
② 職員・職場環境DX	
項番 63：EBPMの推進体制の構築	デジタル推進課等
項番 64：ペーパーレス化の推進	デジタル推進課等
項番 65：デジタル関連予算等の最適化	デジタル推進課
項番 66：DX推進部門による所管課支援体制の検討	デジタル推進課
項番 67：ネットワーク環境の再構築及びセキュリティ対策の強化の検討	デジタル推進課等
項番 68：デジタル人材の確保・育成の推進	職員課等
項番 69：人事管理業務の最適化の検討	職員課
項番 70：介護認定業務におけるデジタル化の検討	高齢福祉課

※ 推進項目の見方

改革に当たり、主に意識する改革の基本視点  を表しています。

項番〇〇	※ 推進していく項目の名称です。					市民満足度
所管課	※ 推進項目を実施する（取りまとめる）課となります。 「関係各課」の表記がある場合、取りまとめる課が主体となって関係各課と協力して推進項目を実施します。					
取組内容	※ 具体的な取組内容を記載しています。					
取組事項	※ 取組内容が一つの項目で二つ以上ある場合に取組事項を記載しています。					
達成基準	※ 推進項目の最終的な目標を示しています。 数値目標を掲げている場合には、設定した数値以上の成果をあげることで達成となります。					
年次計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
	※ 各年度までに実施する内容を記載しています。					
官デ法			自治体DX			

－ 凡例 －

年次計画で用いている表記の意図は、以下のとおりです。

検討……実施の要否や取組方法等について当該年度に調査・研究を行います。

実施……当該年度に取組を実施します。

達成……当該年度末までに数値目標を達成します。

「→」……取組を推進（拡充）又は継続します。

報告書提出……当該年度に検討結果報告書を企画政策課又はデジタル推進課に提出します。

※ 改革の柱②「DXの推進」（武蔵村山市DX推進計画（第1.0版））のみ掲載

■ 官デ法…官民データ活用推進基本法及び官民データ活用推進計画に基づく基本的な方針に掲載された取組を示しています。

■ 自治体DX…自治体DX推進計画（第5.0版）に掲載された取組を示しています。

※ 詳細は、31頁に掲載

第3章

改革の柱 ①

組織力の強化

1 推進項目

(1) 組織基盤の強化

① 組織体制・職場環境の整備

項番 1	オフィス改革の推進	職員満足度	有効活用	意識改革	効率化
所管課	企画政策課、デジタル推進課、総務契約課、職員課				
取組内容	業務の効率化及び職員の職務意欲を向上させるため、執務スペースの拡充や打合せスペースの増設等に向けたオフィス改革を推進します。また、労働環境の衛生的視点から庁内の整理整頓や執務環境の改善を図ります。				
達成基準	推進				
年次計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	→	→	→	→	→

項番 2	行政文書のペーパーレス化の推進	意識改革	効率化	有効活用	
所管課	企画政策課、デジタル推進課、文書法制課				
取組内容	行政のデジタル化に伴い変革する業務形態への対応及びオフィス改革を見据えた庁舎のスリム化を図るため、行政文書のペーパーレス化を推進します。 ※ 項番 64 「ペーパーレス化の推進」の取組内容とは異なります。				
達成基準	推進				
年次計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	→	→	→	→	→

項番 3	柔軟な定員管理の推進	市民満足度	有効活用	職員満足度	効率化
所管課	企画政策課				
取組内容	定員適正化方針に基づき、正規職員及び会計年度任用職員の業務内容等を精査した上で、時代に即した市民のニーズや施策の方向性などを反映した柔軟な定員管理を推進します。 また、行政需要に応じて職員を効率的に配置できるよう適宜組織の見直しを実施します。				
達成基準	推進				
年次計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	→	→	→	→	→

項番4	組織横断的な課題解決体制の検討				意識改革 効率化
所管課	企画政策課				
取組内容	市が直面する緊急性の高い課題や特殊な問題に対処するために固定的な組織構造にとらわれず、必要に応じて部署を横断した機動性及び専門性に特化した意思決定及び実行ができる体制を検討します。				
達成基準	検討結果報告書提出				
年次計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	検討	報告書提出	→	→	→

項番5	窓口開庁時間及び夜間延長窓口の在り方の検討				市民満足度 職員満足度	公平性 効率化
所管課	企画政策課、関係各課					
取組内容	電子申請の拡充等やマイナンバーカードの普及に伴い、変化する来庁者の動向等を調査研究した上で、職員の事務時間等を考慮した窓口の開庁時間及び夜間延長窓口の在り方について検討します。					
達成基準	検討結果報告書提出					
年次計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
	検討	報告書提出	→	→	→	

項番6	危機管理体制の強化（実務的な訓練の実施）				市民満足度 意識改革	公平性 効率化
所管課	危機管理課、関係各課					
取組内容	自然災害の激甚化や新たな感染症等の発生に伴い、広範囲にわたる危機管理が求められていることから本市の危機管理体制を整理し、有事の際に正確かつ迅速に対応可能な体制を構築します。					
達成基準	実施					
年次計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
	検討	実施	→	→	→	

② 業務の効率化

項番 7	専決事案・政策決定過程等の見直し	意識改革 効率化			
所管課	企画政策課				
取組内容	意思決定の迅速化や責任の明確化を図るため、事務決裁規程に定められた専決事案及び政策決定過程の見直しを実施します。				
達成基準	実施				
年次計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	検討	実施	→	→	→

項番 8	アナログ規制の見直しの検討	市民満足度 意識改革 効率化			
所管課	文書法制課、企画政策課、デジタル推進課、関係各課				
取組内容	市の例規等において、人や書面の介在を前提とするアナログ的な手法や現時点において不道理、非効率的と考えられる手法を求める古い規制を見直すための方針を検討します。				
達成基準	検討結果報告書提出				
年次計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	検討	報告書提出	→	→	→

項番 9	BPRの推進	意識改革 効率化			
所管課	企画政策課、デジタル推進課、関係各課				
取組内容	既存業務のプロセス等を可視化することで、非効率的な作業等を抜本的に見直し、業務の最適化・効率化を図ります。				
達成基準	推進				
年次計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	→	→	→	→	→

③ 人材育成・働き方改革

項番 10	職務級の見直し（1級主事の廃止、2級・3級主事の統合）				職員満足度 効率化
所管課	職員課				
取組内容	職務級を簡素化し、より職務に応じた給与とするため、職務級の見直しを実施します。				
達成基準	実施				
年次計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	検討	検討	実施	→	→

項番 11	職員のエンゲージメント向上施策の検討及び実施				職員満足度 意識改革 有効活用
所管課	職員課				
取組内容	病気休職者や普通退職者が増加する中、働きがい及び意欲の向上を図るため、組織の持続的な成長や安定した運営を実現する対応策を検討します。また、職場環境の改善、業務の効率化によるワークエンゲージメントを向上させるため、職員の満足度やニーズの可視化を目的としたエンゲージメント調査を毎年度実施します。				
達成基準	実施				
年次計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	実施	→	→	→	→

項番 12	「人材育成基本方針」の改定				職員満足度 意識改革 有効活用
所管課	職員課				
取組内容	国の人材育成基本方針策定指針の改定を踏まえ、本市の組織力向上及びそれに資する人材の確保・育成を図るため、人事施策の見直しについて検討し、「人材育成基本方針」を改定します。				
達成基準	実施				
年次計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	検討	実施	→	→	→

項番 13	職員向け研修の整理及び体系化	職員満足度 意識改革	有効活用 効率化		
所管課	職員課、関係各課				
取組内容	職員の人材育成の効率化を図るため、各課において実施している研修を整理し、職員一人一人が求めるキャリアデザインに応じた選択ができるように体系化することで職員がより研修を受講しやすい体制を整備し、研修意欲を向上させます。				
達成基準	実施				
年次計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	検討	検討	実施	→	→

項番 14	職員の意欲を向上させる人事評価制度の検討	職員満足度 意識改革	有効活用		
所管課	職員課				
取組内容	評価方法の公平性、透明性を向上させるため、従来の評価方法等の見直しを検討します。また、評価によるインセンティブ等を研究し、職員の意欲向上を図ります。				
達成基準	検討結果報告書提出				
年次計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	検討	検討	報告書提出	→	→

項番 15	柔軟な働き方の実現に向けた検討	職員満足度 意識改革	有効活用		
所管課	職員課				
取組内容	公務員の働き方改革による柔軟な働き方の導入及び勤務形態の多様化を図るため、本市にあった運用方法を検討します。				
達成基準	検討結果報告書提出				
年次計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	検討	検討	報告書提出	→	→

項番 16	戦略的な採用試験及び採用手法の検討	意識改革	有効活用		
所管課	職員課				
取組内容	本市に限らず、人材の確保が難化する中、本市を選び、勤続したいと思う職員を増加させるため、戦略的な採用試験及び採用手法を検討します。				
達成基準	検討結果報告書提出				
年次計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	検討	検討	報告書提出	→	→

項番 17	多様な人材の活用策の検討				意識改革 有効活用
所管課	職員課、企画政策課				
取組内容	市の政策等に総合的又は専門的な知識を有する人材による知見やノウハウを取り入れ、新たな視点を見出すため、組織に変革をもたらすきっかけとなるよう多様な人材の活用策を検討します。				
達成基準	検討結果報告書提出				
年次計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	検討	検討	報告書提出	→	→

項番 18	昇任意欲向上施策の検討				職員満足度 意識改革 有効活用
所管課	職員課				
取組内容	昇任試験受験者が低減し、昇任意欲の低下がみられるため、キャリアパスの明確化やロールモデルの活用等の昇任意欲の向上及び受験者増加策を検討します。				
達成基準	検討結果報告書提出				
年次計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	検討	検討	報告書提出	→	→

(2) 財政力の強化

① 財政基盤の強化

項番 19	新たな財源確保・活用策の検討				意識改革 有効活用
所管課	財政課、関係各課				
取組内容	更なる財政需要が求められるため、新たな財源活用策を検討します。また、既存の活用策の拡充を推進します。				
達成基準	検討結果報告書提出				
年次計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	検討	報告書提出	→	→	→

項番 20	「公の施設使用料見直し基本方針」の見直し				有効活用
所管課	財政課、関係各課				
取組内容	物価等の高騰に伴い、公の施設の維持管理経費等が増大しているため、適切な利用者負担を徴収できるよう現行の「公の施設使用料見直し基本方針」の見直しを実施します。				
達成基準	実施				
年次計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	検討	検討	実施	→	→

項番 21	ふるさと納税の新たな活用策の検討及び実施				有効活用
所管課	広報・プロモーション課				
取組内容	現行のふるさと納税や企業版ふるさと納税の新たな活用策を検討し、寄附額の増加を図ります。				
達成基準	実施				
年次計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	検討	実施	→	→	→

項番 22	地方公会計の新たな活用策の検討					意識改革 有効活用
所管課	財政課					
取組内容	地方公会計制度による財務書類を分析し、財政状況の透明性向上及び持続可能な財政運営を実現するため、新たな活用策を検討します。					
達成基準	検討結果報告書提出					
年次計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
	検討	報告書提出	→	→	→	

項番 23	学童クラブ育成料見直しの検討					有効活用
所管課	子ども育成課					
取組内容	各学童クラブ運営経費が増大する中、現状以上の特定財源が見込めず一般財源の負担がひっ迫していることに加え、学童クラブ育成料は10年以上改定されていないため、見直しを検討します。					
達成基準	検討結果報告書提出					
年次計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
	検討	報告書提出	→	→	→	

② 効率的かつ効果的な行政運営

項番 24	「PPP/PFI手法導入優先的検討規程」の策定					意識改革 有効活用
所管課	企画政策課					
取組内容	公共施設等の整備等に民間の資金、技術等を活用するため、多様なPPP/PFI手法を検討できるよう市の実情を踏まえた「PPP/PFI手法導入優先的検討規程」を策定します。					
達成基準	策定					
年次計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
	検討	実施	→	→	→	

項番 25	「指定管理者制度の導入及び運用に関する指針」及び「モニタリングに関する指針」の見直し				意識改革 有効活用
所管課	企画政策課				
取組内容	指定管理者制度の導入以降、物価等の高騰や公共施設等を取り巻く環境は大きく変化しているため、「指定管理者制度の導入及び運用に関する指針」及び「モニタリングに関する指針」の見直しを実施します。				
達成基準	実施				
年次計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	実施	→	→	→	→

項番 26	公共施設における指定管理者制度等の導入の検討				市民満足度 職員満足度	有効活用 効率化
所管課	福祉総務課、子ども育成課、教育総務課、文化振興課、図書館					
取組内容	民間活力による公共施設サービスの向上及び人材不足の解消を図るため公共施設への指定管理者制度等の導入を検討します。					
達成基準	検討結果報告書提出					
年次計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
	報告書提出	→	→	→	→	

項番 27	成果連動型民間委託契約方式（PFS）の導入の検討				有効活用 効率化
所管課	総務契約課				
取組内容	最小コストで課題解決を達成するため、成果指標値の改善状況に連動し、委託料を支出する成果連動型民間委託契約方式（PFS）の導入について検討します。				
達成基準	検討結果報告書提出				
年次計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	検討	報告書提出	→	→	→

項番 28	窓口業務における委託化の検討				市民満足度 職員満足度	有効活用 効率化
所管課	市民課、関係各課					
取組内容	窓口サービスの向上、人員不足の解消を図るため窓口業務の民間委託化を検討します。					
達成基準	検討結果報告書提出					
年次計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
	報告書提出	→	→	→	→	

項番 29	J-クレジット導入の検討				意識改革 有効活用
所管課	環境課				
取組内容	ゼロカーボン施策等の推進に伴い創出された環境価値を有効活用するため、J-クレジットの導入を検討します。				
達成基準	検討結果報告書提出				
年次計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	報告書提出	→	→	→	→

項番 30	公共施設等の管理における包括的民間委託等の検討				市民満足度 有効活用	効率化
所管課	企画政策課、環境課、教育総務課、道路下水道課					
取組内容	公共施設等の維持管理に係るコストが増大しているため、効率的かつ効果的な管理方法を検討します。					
達成基準	検討結果報告書提出					
年次計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
	検討	報告書提出	→	→	→	

項番 31	広域連携事業の検討				有効活用 効率化
所管課	企画政策課、デジタル推進課、関係各課				
取組内容	公共施設等の老朽化や今後進展のあるデジタル分野において維持管理に係るコストが更に増大していくため、公共施設等の運営やシステムの導入等の事業において他自治体等との広域連携を活用した効率的かつ効果的な手法を検討します。				
達成基準	検討結果報告書提出				
年次計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	検討	検討	報告書提出	→	→

(3) 魅力度の向上

① 魅力的な行政運営

項番 32	「(仮称) シティプロモーション方針」の策定					市民満足度	有効活用
						意識改革	
所管課	広報・プロモーション課						
取組内容	市の包括的なイメージアップ及び営業的側面（資源（人・モノ・金）を生み出す）を強化し、市の交流人口を増加させるため、戦略的な「(仮称) シティプロモーション方針」を策定します。						
達成基準	策定						
年次計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度		
	検討	実施	→	→	→		

項番 33	子ども・若者の居場所づくりの検討					市民満足度	有効活用
所管課	子ども政策課、子ども育成課、教育総務課、教育指導課、文化振興課、関係各課						
取組内容	子ども・若者の孤立化防止や多様な活動機会を創出するため、子ども・若者の視点に立った安心して過ごすことができる居場所づくりを検討します。						
達成基準	検討結果報告書提出						
年次計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度		
	検討	報告書提出	→	→	→		

項番 34	公共施設のにぎわい醸成施策の検討					市民満足度	有効活用
						意識改革	
所管課	企画政策課、産業観光課、文化振興課、スポーツ振興課、関係各課						
取組内容	公共施設等を地域における多世代間交流の拠点として活性化させるため、にぎわいを醸成する施策を検討します。						
達成基準	検討結果報告書提出						
年次計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度		
	検討	報告書提出	→	→	→		

② 多様な主体とのまちづくり

項番 35	市民参加（市民ワークショップ等）の体系づくり					市民満足度 意識改革
所管課	企画政策課					
取組内容	政策の検討や計画等の策定において、多様な主体からの意見を反映させるため、市民ワークショップや市の公式 SNS 等を利用したアンケート等の市民の意見を聴取する体系を構築します。					
達成基準	実施					
年次計画	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	
	検討	実施	→	→	→	

項番 36	民間提案制度の検討及び「サウンディング型市場調査指針」の策定					意識改革 有効活用
所管課	企画政策課					
取組内容	民間企業のノウハウ等を活用するため、民間提案制度の導入を検討します。また、市の施策においてより効率・効果的な手法を立案するため、民間企業等から広く意見を取り入れることを目的に実施するサウンディング型市場調査について、市における実績を踏まえた「サウンディング型市場調査指針」を策定します。					
達成基準	策定					
年次計画	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	
	検討	実施	→	→	→	

項番 37	企業等との包括連携の推進					市民満足度 意識改革 有効活用
所管課	協働推進課					
取組内容	市と企業等が相互の資源等を活用し、市民サービスを効率的に提供するため、新たな連携先も模索しつつ、地域課題等の解決を図ります。					
達成基準	推進					
年次計画	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	
	→	→	→	→	→	

項番 38	子ども・若者の意見聴取機会の検討					市民満足度	有効活用
						意識改革	
所管課	子ども政策課、教育総務課、教育指導課、関係各課						
取組内容	子どもや若者の意見等を政策等に反映させるため、対話する機会等の構築を検討します。						
達成基準	検討結果報告書提出						
年次計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度		
	報告書提出	→	→	→	→		

第4章

改革の柱 ②

DXの推進

武蔵村山市DX推進計画(第1.0版)

1 武蔵村山市DX推進計画について

本計画は、本市のデジタル化等に関する基本計画であり、上位計画である「武蔵村山市第五次長期総合計画」で掲げるDXの推進に関する施策を効果的に推進するための個別計画として策定するものです。また、行政改革とDXの推進目的は共通した要素を有し、密接に関係しているため、第1.0版においては、行政改革大綱の一部として捉え、一体的に策定しています。

なお、本計画は、国の「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画(第5.0版)」において掲げる自治体が重点的に取り組むべき事項に対応するとともに、官民データ活用推進基本法に基づく「武蔵村山市官民データ活用推進計画」として位置付けることとします。

■ 自治体DX推進計画(第5.0版)

自治体DX 推進計画 (第5.0版)	1 自治体DXの重点取組事項	
	(1) 自治体フロントヤード改革の推進	フロントヤード
	(2) 地方公共団体情報システムの標準化	標準化
	(3) 「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく共通化等の推進	共通化
	(4) 公金収納におけるeL-QRの活用	eL-QR
	(5) マイナンバーカードの取得支援・利用の推進	マイナンバー
	(6) セキュリティ対策の徹底	セキュリティ
	(7) 自治体のAIの利用推進	AI
	(8) テレワークの推進	テレワーク
	2 自治体DXの取組とあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組	
	(1) デジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化	デジタル実装
(2) デジタルデバйд対策	デジタルデバйд	
(3) デジタル原則を踏まえた条例等の規制の点検・見直し	アナログ規制	

■ 官民データ活用推進基本法

官民データ 活用推進基本法	法及び官民データ活用推進計画に基づく基本的な方針 【個別施策の5本柱】		
	(1) 手続における情報通信の技術の利用等に係る取組	官デ法第10条	オンライン化原則
	(2) 官民データの容易な利用等に係る取組	官デ法第11条	オープンデータの推進
	(3) 個人番号カードの普及及び活用に係る取組	官デ法第13条	マイナンバーカードの普及・活用
	(4) 利用の機会等の格差の是正に係る取組	官デ法第14条	デジタルデバйд対策等
	(5) 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組	官デ法第15条	標準化、デジタル化、システム改革、BPR

■ 武蔵村山市DX推進計画（第1.0版）の主な取組

■ 改革の柱②:DXの推進

DX推進計画
(第1.0版)

(1) 市民サービスDXの推進

① スマート行政サービスDX

【主な施策】

- オープンデータの整備
- 行政手続のオンライン化の推進
- フロントヤード改革の推進

② 市民にやさしいDX

【主な施策】

- 防災DXの検討
- 地域活動におけるICT化の検討
- デジタルデバインド対策の推進

(2) 庁内DXの推進

① 業務効率化DX

【主な施策】

- AI・RPAの活用
- ノーコード、ローコードツールの導入検討
- テレワークの推進

② 職員・職場環境DX

【主な施策】

- EBPMの推進体制の構築
- ネットワーク環境の再構築
- デジタル人材の確保・育成の推進

2 推進項目

(1) 市民サービスDXの推進

① スマート行政サービスDX

項番 39	市公式デジタルツール導入の検討					市民満足度	公平性
						有効活用	効率化
所管課	デジタル推進課、広報・プロモーション課、関係各課						
取組内容	多くの市民になじみのあるLINEの機能拡張や統合型自治体アプリの導入により、様々な行政手続や情報収集をいつでもどこでも完結できるデジタル市役所の実現について検討します。						
達成基準	検討結果報告書提出						
年次計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度		
	検討	報告書提出	→	→	→		
官デ法	標準化、デジタル化、システム改革、BPR			自治体DX	デジタル実装		

項番 40	オープンデータの整備					市民満足度	公平性
						有効活用	
所管課	デジタル推進課、関係各課						
取組内容	国が公開を推奨する「自治体標準オープンデータセット」に基づき、市が保有する公開可能なデータについて、オープンデータの整備をします。						
達成基準	実施						
年次計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度		
	検討	実施	→	→	→		
官デ法	オープンデータの推進			自治体DX	※各取組事項前提要件		

※国の自治体DX推進計画(第5.0版)において、DXを推進するための前提となる取組としてオープンデータの推進が提示されている。

項番 41	行政手続のオンライン化の推進				市民満足度	効率化
					公平性	
所管課	デジタル推進課、関係各課					
取組内容	<p>市民が市役所に来庁することなく、24時間365日、いつでもどこでも各種手続をオンラインで行うことができるよう、行政手続オンライン化率100%の達成に向け取り組めます。</p> <p>また、オンライン化済手続についても、市民がより簡単に使いやすいオンライン申請を目指して改善を継続します。</p> <p>※ オンライン化率＝オンライン化済申請件数 / 阻害要因のないオンライン化済・未オンライン化申請件数（なお、年間処理件数300件以上の手続が対象です。）</p>					
達成基準	達成					
年次計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
	→	→	→	→	達成	
官デ法	オンライン化原則			自治体DX	フロントヤード	

項番 42	マイナンバーカードの新たな利活用策の検討				市民満足度	効率化
					公平性	
所管課	デジタル推進課、関係各課					
取組内容	マイナンバーカードのICチップ内の空き領域を活用した新たな取組を検討します。					
達成基準	検討結果報告書提出					
年次計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
	検討	検討	報告書提出	→	→	
官デ法	マイナンバーカードの普及・活用			自治体DX	マイナンバー	

項番 43	フロントヤード改革の推進	市民満足度	公平性	職員満足度	効率化
所管課	市民課、関係各課				
取組内容	<p>市民が申請書を記入することなく手続等が可能となる「書かない窓口」の利用を促進するとともに、窓口サービス利用者の利用満足度が見える化し、待ち時間の短縮等更なるサービス向上に取り組みます。</p> <p>また、フロントヤード改革の一環として来庁者の窓口の待ち時間短縮や職員の業務効率化を図るため、予約制が望ましい手続を精査した上で、窓口業務における予約制の導入を検討します。</p>				
取組事項(1)	「書かない窓口」の利用を促進				
達成基準	推進				
年次計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	→	→	→	→	→
取組事項(2)	窓口業務における予約制導入の検討				
達成基準	検討結果報告書提出				
年次計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	検討	報告書提出	→	→	→
官デ法	標準化、デジタル化、システム改革、BPR		自治体DX	フロントヤード	

項番 44	公金収納におけるデジタル化（eL-QRの活用）の拡充	市民満足度	効率化	公平性	
所管課	会計課、関係各課				
取組内容	<p>市税の電子納付の仕組み（eLTAX）を活用し、その他の公金収納についても、eL-QR（地方税統一QRコード）により電子納付ができるよう対象を拡大します。</p>				
達成基準	検討結果報告書提出				
年次計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	報告書提出	→	→	→	→
官デ法	標準化、デジタル化、システム改革、BPR		自治体DX	eL-QR	

項番 45	歴史資料のデジタルアーカイブ化の実施					市民満足度	公平性
						有効活用	
所管課	文化振興課						
取組内容	市が所蔵する歴史資料をデジタル化し、市民がいつでもどこでも閲覧できるようにするとともに、保存記録としての活用に取り組みます。						
達成基準	実施						
年次計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度		
	実施	→	→	→	→		
官デ法	標準化、デジタル化、システム改革、BPR			自治体DX	デジタル実装		

② 市民にやさしいDX

項番 46	防災分野におけるデジタル化・DXの検討（防災DX）					市民満足度	効率化
						公平性	
所管課	危機管理課、関係各課						
取組内容	災害時における迅速かつ正確な避難支援のため、年齢、居住地域などに応じた避難指示をスマートフォンへ通知することや、避難所のチェックイン（入所登録）等ができるマイナンバーカード情報を活用した防災アプリ等の導入を検討します。						
達成基準	検討結果報告書提出						
年次計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度		
	検討	報告書提出	→	→	→		
官デ法	標準化、デジタル化、システム改革、BPR			自治体DX	デジタル実装		

項番 47	地域活動におけるICT化の検討					市民満足度	公平性
所管課	協働推進課、関係各課						
取組内容	地域社会の活性化や課題解決を目的に、自治会活動等の地域におけるICT活用の導入支援策を検討します。						
達成基準	検討結果報告書提出						
年次計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度		
	検討	報告書提出	→	→	→		
官デ法	標準化、デジタル化、システム改革、BPR			自治体DX	デジタル実装		

項番 48	民生・児童委員活動のICT化				市民満足度 公平性
所管課	福祉総務課				
取組内容	民生・児童委員の活動において、様々な課題を抱える市民からの相談に、より効率的に対応するため、公用スマートフォンを貸与し、連絡アプリにより市や民生・児童委員の連携体制を構築します。				
達成基準	実施				
年次計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	実施	→	→	→	→
官デ法	標準化、デジタル化、システム改革、BPR		自治体DX	デジタル実装	

項番 49	デジタルデバインド対策の推進				市民満足度 公平性
所管課	デジタル推進課、高齢福祉課、文化振興課、関係各課				
取組内容	スマートフォン等のデジタル機器やサービスに不慣れな方、利用にためらいを感じている市民を対象に、ICT講習会の開催を継続するとともに、市民の困りごとに寄り添った新たな支援策を検討します。				
取組事項 (1)	ICT講習会の開催				
達成基準	推進				
年次計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	→	→	→	→	→
取組事項 (2)	市民の困りごとに寄り添った支援策の検討				
達成基準	検討結果報告書提出				
年次計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	検討	検討	報告書提出	→	→
官デ法	デジタルデバインド対策等		自治体DX	デジタルデバインド	

項番 50	子ども向けデジタル体験事業の実施				市民満足度 公平性
所管課	子ども政策課、子ども育成課、文化振興課、関係各課				
取組内容	次世代を担う子ども達の可能性を広げるため、幅広いデジタル体験や知識の向上を図る機会を更に充実させる取組を検討し実施します。				
達成基準	実施				
年次計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	検討	実施	→	→	→
官デ法	標準化、デジタル化、システム改革、BPR			自治体DX	デジタル実装

項番 51	子ども・高齢者の新たな見守りサービスの検討				市民満足度 公平性
所管課	高齢福祉課、教育総務課、関係各課				
取組内容	子どもや高齢者にとって、安全・安心な地域社会実現のため、デジタル技術を活用した新たな見守り対策を検討します。				
達成基準	検討結果報告書提出				
年次計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	検討	報告書提出	→	→	→
官デ法	標準化、デジタル化、システム改革、BPR			自治体DX	デジタル実装

項番 52	公共施設利用時の利便性向上策の検討				市民満足度 公平性 効率化
所管課	文化振興課、関係各課				
取組内容	市民が市役所等に来庁することなく、公共施設の予約から鍵の開錠・施錠までの手順のオンライン化に向け検討します。				
達成基準	検討結果報告書提出				
年次計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	報告書提出	→	→	→	→
官デ法	標準化、デジタル化、システム改革、BPR			自治体DX	デジタル実装

項番 53	学校教育における定期テスト等のCBT化の検討					効率化
所管課	教育指導課、教育総務課					
取組内容	学力や理解度の効果的な測定及び教員の負担軽減のため、定期テスト等のCBT化について検討します。					
達成基準	検討結果報告書提出					
年次計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
	検討	報告書提出	→	→	→	
官デ法	標準化、デジタル化、システム改革、BPR			自治体DX	デジタル実装	

(2) 庁内DXの推進

① 業務効率化DX

項番 54	AI・RPAの活用	職員満足度				有効活用
		意識改革				効率化
所管課	デジタル推進課、関係各課					
取組内容	定型業務の自動化からデータ解析、作業プロセス改善など多岐にわたる業務においてAI・RPAの積極的な活用を推進します。					
達成基準	推進					
年次計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
	→	→	→	→	→	
官デ法	標準化、デジタル化、システム改革、BPR			自治体DX	AI	

項番 55	新たなノーコード、ローコードツール導入の検討	職員満足度				有効活用
		意識改革				効率化
所管課	デジタル推進課、関係各課					
取組内容	更なる業務の効率化を図るため、専門的な知識がなくても業務アプリを作成できる新たなノーコード、ローコードツールの導入を検討します。					
達成基準	検討結果報告書提出					
年次計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
	報告書提出	→	→	→	→	
官デ法	標準化、デジタル化、システム改革、BPR			自治体DX	デジタル実装	

項番 56	テレワークの推進	職員満足度				効率化
		有効活用				
所管課	デジタル推進課、職員課					
取組内容	時間や場所にとらわれない柔軟かつ多様な働き方を推進するため、現行のテレワークの接続方法及び運用を見直すとともに、利用者の拡大を図ります。					
達成基準	実施/利用者の拡大(推進)					
年次計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
	検討	実施	→	→	→	
官デ法	標準化、デジタル化、システム改革、BPR			自治体DX	テレワーク	

項番 57	情報システムの標準化・共通化の推進					効率化
所管課	デジタル推進課、関係各課					
取組内容	標準準拠システムへの移行が完了したシステムの安定稼働を図るとともに、標準準拠システムへの移行により見えてくる課題の解決を図ります。また、特定移行支援システムとなっている保健福祉総合システムの標準準拠システムへの移行を実施します。					
達成基準	推進 / 実施					
年次計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
	→	実施	→	→	→	
官デ法	標準化、デジタル化、システム改革、BPR			自治体DX	標準化・共通化	

項番 58	電話対応業務の効率化の検討					職員満足度 有効活用	効率化
所管課	総務契約課、関係各課						
取組内容	AIを活用した通話録音システム等による電話対応品質の向上及び業務の効率化策を検討します。また、勤務場所にとらわれずに内線通話が可能となり、災害時の業務継続に有効な常設型電話交換機（PBX）のクラウド化を検討します。						
達成基準	検討結果報告書提出						
年次計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度		
	報告書提出	→	→	→	→		
官デ法	標準化、デジタル化、システム改革、BPR			自治体DX	標準化・共通化		

項番 59	条例等の公布の電子化の実施					市民満足度 効率化
所管課	文書法制課					
取組内容	行政文書のペーパーレス化に合わせ、条例や規則等の公布を電子化し、ホームページ等により公開します。					
達成基準	実施					
年次計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
	実施	→	→	→	→	
官デ法	標準化、デジタル化、システム改革、BPR			自治体DX	デジタル実装	

項番 60	訪問業務等の効率化策の検討	職員満足度				効率化
		市民満足度				
所管課	高齢福祉課、障害福祉課、生活福祉課、子ども子育て支援課、関係各課					
取組内容	訪問業務等において、モバイル端末を活用した支援情報等の確認や記録業務の効率化策を検討します。					
達成基準	検討結果報告書提出					
年次計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
	検討	報告書提出	→	→	→	
官デ法	標準化、デジタル化、システム改革、BPR			自治体DX	デジタル実装	

項番 61	まちづくり分野におけるデジタル化の推進	職員満足度				効率化
		市民満足度				
所管課	都市計画課、交通企画課、道路下水道課					
取組内容	AIを活用したインフラ点検や公共交通の最適化など、まちづくりにおけるデジタル技術を活用した業務効率化策を検討します。					
達成基準	検討結果報告書提出					
年次計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
	検討	検討	報告書提出	→	→	
官デ法	標準化、デジタル化、システム改革、BPR			自治体DX	デジタル実装	

項番 62	財務会計事務における電子決裁の導入	効率化			
所管課	会計課、財政課、総務契約課、関係各課				
取組内容	業務効率化及びペーパーレス化を推進するため、財務会計における各種事務の電子決裁を検討し、導入します。				
達成基準	実施				
年次計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	検討	検討	実施	→	→
官デ法	標準化、デジタル化、システム改革、BPR			自治体DX	デジタル実装

② 職員・職場環境DX

項番 63	E BPMの推進体制の構築				意識改革	効率化
					有効活用	
所管課	デジタル推進課、企画政策課、関係各課					
取組内容	政策立案に必要なデータの効率的な収集・蓄積、多角的な分析を通じて、立案や政策改善に反映させる仕組みを作り、データに基づく意思決定を全庁的に浸透させる推進体制を構築します。					
達成基準	実施					
年次計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
	検討	実施	→	→	→	
官デ法	標準化、デジタル化、システム改革、BPR			自治体DX	デジタル実装	

項番 64	ペーパーレス化の推進				職員満足度	有効活用
					意識改革	効率化
所管課	デジタル推進課、企画政策課、文書法制課、関係各課					
取組内容	デジタルデータを前提とした利用環境の整備・充実を図り、更なるペーパーレス化を推進します。 本庁舎の情報系ネットワークを無線化し、庁内のどこでも業務が可能となる環境の構築について検討し、実施します。 ※ 項番2「行政文書のペーパーレス化の推進」の取組内容とは異なります。					
取組事項 (1)	ペーパーレス化の推進					
達成基準	推進					
年次計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
	→	→	→	→	→	
取組事項 (2)	全庁的な庁内無線LANの設置					
達成基準	実施					
年次計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
	検討	実施	→	→	→	
官デ法	標準化、デジタル化、システム改革、BPR			自治体DX	デジタル実装	

項番 65	デジタル関連予算等の最適化	意識改革 効率化			
所管課	デジタル推進課				
取組内容	デジタル関連予算や導入経費の最適化を図るため、予算要求資料の標準化等により、効率的な査定体制を構築します。				
達成基準	実施				
年次計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	実施	→	→	→	→
官デ法	標準化、デジタル化、システム改革、BPR			自治体DX	デジタル実装

項番 66	DX推進部門による所管課支援体制の検討	職員満足度 意識改革 効率化			
所管課	デジタル推進課				
取組内容	職員が抱える業務課題に関する相談を受け付け、全庁的なDX推進に向けて効果的に支援する仕組みを検討します。				
達成基準	検討結果報告書提出				
年次計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	検討	報告書提出	→	→	→
官デ法	標準化、デジタル化、システム改革、BPR			自治体DX	デジタル実装

項番 67	ネットワーク環境の再構築及びセキュリティ対策の強化の検討	職員満足度 意識改革 効率化			
所管課	デジタル推進課、関係各課				
取組内容	クラウドサービスの利用拡大や職員の効率的な働き方を実現するため、セキュリティ対策の強化を前提として、既存のネットワーク環境を見直し、より効率的で利便性の高いネットワーク構成を検討します。				
達成基準	検討結果報告書提出				
年次計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	検討	検討	報告書提出	→	→
官デ法	標準化、デジタル化、システム改革、BPR			自治体DX	セキュリティ

項番 68	デジタル人材の確保・育成の推進					意識改革
所管課	職員課、デジタル推進課					
取組内容	DXの更なる推進のため、国や東京都の支援制度を活用しながら、より高度な知識・技術を有するデジタル人材の確保に取り組みます。 また、高度化するデジタル技術を活用し、DX推進を担う職員を育成するため、「デジタル人材育成方針」を策定します。					
取組事項 (1)	デジタル人材の確保・育成					
達成基準	推進					
年次計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
	→	→	→	→	→	
取組事項 (2)	「デジタル人材育成方針」の策定					
達成基準	策定					
年次計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
	検討	実施	→	→	→	
官デ法	標準化、デジタル化、システム改革、BPR		自治体DX	デジタル実装		

項番 69	人事管理業務の最適化の検討					職員満足度 効率化 意識改革
所管課	職員課					
取組内容	最適な職員配置や休職者への対応等の多様化・複雑化する人事業務を効率的に進めるため、人事情報を集約・分析し、より効果的なHRM（人的資源管理）を実現する仕組みを検討します。					
達成基準	検討結果報告書提出					
年次計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
	検討	検討	報告書提出	→	→	
官デ法	標準化、デジタル化、システム改革、BPR		自治体DX	デジタル実装		

項番 70	介護認定業務におけるデジタル化の検討				市民満足度	効率化
					公平性	
所管課	高齢福祉課					
取組内容	介護認定調査票の迅速な点検業務に向けた AI 活用や市民、地域包括支援センター等が申請情報の進捗状況を問い合わせることなく確認できる仕組みを検討します。					
達成基準	検討結果報告書提出					
年次計画	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	
	検討	報告書提出	→	→	→	
官 法	標準化、デジタル化、システム改革、BPR			自治体DX	デジタル実装	

資料編

1 行政改革推進委員会

(1) 行政改革推進委員会条例

○武蔵村山市行政改革推進委員会条例

〔平成10年3月31日〕
〔条例第16号〕

(設置)

第1条 武蔵村山市における行政改革を推進し、もって開かれた簡素で効率的な市政運営を図るため、武蔵村山市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、答申する。

- (1) 行財政運営の在り方に関すること。
- (2) 行政改革の方策に関すること。

2 前項に規定するもののほか、委員会は、行財政運営及び行政改革に関する施策の推進に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げるところにより市長が委嘱する委員7人をもって組織する。

- (1) 識見を有する者 5人
- (2) 公募による市民 2人

2 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(2) 行政改革推進委員会名簿

区 分	氏 名	選 出 区 分
委 員 長	小 暮 実	識見を有する者
副委員長	山 口 敬 子	識見を有する者
委 員	坂 野 貴 弘	識見を有する者
//	島 久 美 子	識見を有する者
//	田 邊 進 一	識見を有する者
//	伊 藤 ち え 子	公募による武蔵村山市民
//	谷 治 良 高	公募による武蔵村山市民

(3) 行政改革推進委員会の審議経過

	開 催 日 時	議 題
第1回	令和7年10月30日(木) 午後2時から	武蔵村山市第八次行政改革大綱及び(仮称)武蔵村山市DX推進計画(第1.0版)(素案)について
第2回	令和7年11月17日(月) 午後2時から	武蔵村山市第八次行政改革大綱及び(仮称)武蔵村山市DX推進計画(第1.0版)(素案)について
第3回	令和7年11月21日(金) 午後2時から	武蔵村山市行政改革推進委員会答申(案)について

※令和7年12月1日付けで市長に答申

2 行政改革推進委員会からの答申(抜粋)

武蔵村山市第八次行政改革大綱及び武蔵村山市DX推進計画(第1.0版)に対し、行政改革推進委員会から修正等を求められた意見は全て反映している。

また、その推進に当たって特に留意すべき事項として集約された意見は以下のとおりである。

(1) 総合的意見

本委員会は、武蔵村山市第八次行政改革大綱及び(仮称)武蔵村山市DX推進計画(第1.0版)(素案)を基に、多角的な視点から審議を行い、基本的にこれを了承するものであるが、複雑多様化する社会経済情勢の変化に即応した行政サービスを提供し続けていくためには、検討サイクルが定められているものも含め、各推進項目のスケジュールにとらわれず、可能な限り速やかに推進項目が実施されるよう求めるものである。

また、各推進項目の推進に当たって、特に重要なこととして以下の二点に留意することを強く求めたい。

ア 推進する所管課が本大綱等の推進の意義を的確に理解し、より能動的に推進できるように改革の目的等を全庁的に共有することが望ましい。

イ 改革の基本理念と推進項目の関連付けや推進後の評価方法等を明確に提示し、職員の意識に

定着するようにより着実な進捗体制を整備していただきたい。

(2) 各推進項目に関する意見

ア 【改革の柱①】「組織力の強化」に掲げる推進項目への意見

項番3「柔軟な定員管理の推進」及び項番4「組織横断的な課題解決体制の検討」について

定員管理に密接に関係する人員配置について、繁忙期を迎える部署へ柔軟に人員を配置することは、職員のワークライフバランスにも好影響があり、結果として、エンゲージメントの向上に資する好循環につながることから、従前の行政特有の縦割り配置ではなく、各職域における繁忙期に応じて柔軟に配置することなどにより組織横断的に対応していく体制を構築することが望ましい。

項番5「窓口開庁時間及び夜間延長窓口の在り方の検討」について

市役所の行政サービスの根幹である窓口サービスの提供時間に関する調査研究に当たっては、時間帯による来庁者の動向だけでなく、納税通知書などの通知の発出時期や天候など様々な要因を考慮した調査をしていただきたい。また、分析の効率を意識し、短期的に調査をかけるなど調査方法を検討していただきたい。

項番8「アナログ規制の見直しの検討」について

アナログ規制の見直しを検討するに当たっては、長期的に調整が必要な事案も含まれることから、実効性を確保するために数値目標を設定し、各課の進捗を把握することが望ましい。

項番9「BPRの推進」について

推進に当たっては、BPRの手法は様々ある中で、初めから業務フロー等をドキュメント化することは困難であり、かえって推進を阻害する要因となることから、組織としてBPRの認識が浅い段階においては、職員の認識を深めるためにも馴染みやすい手法を推奨するなど段階的に推進していくことを求める。また、進捗管理に当たっては、数値目標を設定することで組織としての進捗度合いを把握していくことが望ましい。

項番17「多様な人材の活用策の検討」について

市内には、民間企業等における経験等により得た様々な専門的な知見を有する市民がいる。活用策の検討に当たっては、企業を通じた人材交流や雇用だけでなく、本市をよりよくしていきたいと思う市民の知見を活かし、能動的に活躍できる仕組みづくりを検討していただきたい。

項番32「「(仮称)シティプロモーション方針」の策定」について

組織機構として広報分野と観光分野との分離を否定するものではないが、方針の策定に当たっては、市の魅力を高めるシティプロモーションの目的を明確にする必要がある。具体的には、市外・市内への情報発信の対象を整理し、市の取組が交流人口の増加など、どのような成果を目指すのかを職員間で共有・浸透させることでより一層効率が上がると考えられる。

また、多量の情報が溢れている現代社会で、いかに効率的かつ効果的にプロモーションしていくかを念頭に置き、観光資源が乏しい本市において何が魅力的か分からない状況であえて観光分野とそれ以外に住み分けることに注力するべきではなく、一般社団法人武蔵村山観光まちづくり協会の組織理念と合致する目的もあるので、同協会との連携も視野に入れ、それぞれの強みを補完し合い本市の魅力の向上に努めていただきたい。

さらに、情報発信に当たっては、コンテンツ制作に多額の費用をかけるのではなく、その配信や広告にもうまく費用を配分することが重要である。また、多額の制作費用をかけずとも市職員の仕事ぶりや地域に密着した活動内容等を日常的に配信する持続可能なコンテンツを発信していくことで魅力度の向上に合わせ、相乗的に職員のエンゲージメントの向上にも寄与し、人材の流出抑制や新たな人材募集への好影響にもつながると考えられることから併せて検討していただきたい。

広域連携の推進について

今後増加が見込まれる行政需要に対応するためには、多額の費用を要する公共施設の維持管理や各種システムの運用において、本市が提供するべき行政サービスを精査した上で、類似の行政サービスを行う近隣自治体と連携し、公共施設の共同運営やシステム等の共同調達など自治体間で相互に効果的かつ効率的な運営ができるよう協力体制を構築していただきたい。また、今後本格的に拡大するデジタル化及びDXの推進の分野においては、導入段階で広域連携という視点を含め、検討していただきたい。

なお、本内容については推進項目として新設し、積極的に推進することを求めるものである。

「(3) 魅力度の向上」について

地域の魅力度の向上に当たっては、「地域運営」という幅広い視点で、行政運営以外の外部に向けた民間企業や地域団体を育成するという観点も意識していただきたい。

イ 【改革の柱②】「DXの推進」に掲げる推進項目への意見

DX等により生み出された短縮時間をコア業務に割り当てることは重要であるが、コア業務の定義を明確化することで、手段が目的にならないようにすることが望ましい。

また、DXを推進する意義として、業務の効率化だけでなく、新たな価値を生み出すことにつながることから、それを明確に意識した上で各項目を推進していただきたい。

なお、組織横断的にDXを推進する段階においては、広範囲に着手することよりも優先順位の高い事業に焦点を当て、組織を挙げて注力し、成功実績を得ることで、組織内におけるDXを推進する機運を醸成することが市のDXの推進の鍵となり重要であると思料する。

項番 43 「フロントヤード改革の推進」及び項番 52 「公共施設利用時の利便性向上策の検討」について

検討や推進するに当たっては、事前に業務フローや手法を可視化することにより全容を把握し、分析した上で、実施すべき内容を定め、検討結果報告書に反映していくことが望ましい。

項番 45 「歴史資料のデジタルアーカイブ化の実施」について

本市のホームページにおける歴史民俗資料館のページでは、資料館だより等が最新の情報に更新されていない状況である。現状とデジタルアーカイブ化までの目標に大きな乖離がある中で、年次計画どおりに実施できるのか疑問が残る。また、デジタルアーカイブ化に当たっては、利用者の利便性に留意する必要がある、事業者へデジタルアーカイブ化を委託する際には、利用者目線に立ったデザインにも対応可能でUXを理解した業者へ委託していただきたい。

また、デジタルアーカイブ化に当たっては、項番 39 「市公式デジタルツール導入の検討」による発信方法の関連付けや項番 50 「子ども向けデジタル体験事業の実施」と関連させることを想定し、小学生の市の歴史に関する授業での活用や中学生のデジタル教育の一環として歴史資料のデジタル化を考える授業を実施する等利用者層を明確にし、実効性のある方法で作りに上げていただきたい。

項番 49 「デジタルデバイス対策の推進」について

スマートフォン等のデジタル機器の操作に不慣れな方が利用できる環境を整えることは、結果として本市のDXの推進に寄与することから、ICT講習会等を継続的に開催することを検討していただきたい。

項番 54 「AI・RPAの活用」及び項番 55 「新たなノーコード、ローコードツール導入の検討」について

デジタルツールの活用には、単に現行の手続をデジタル化するのではなく、実際に作業をする職員に対し、UXを理解してもらう機会として事前に勉強会等を実施することが望ましい。

項番 63 「EBPMの推進体制の構築」について

客観的なデータや科学的な根拠を活用した政策立案を周知することに留まらず、全庁的に体制を構築し、EBPMを本質的に実施することは難題であるが、実施されることを期待したい。また、推進に当たっては、いたずらにデータを活用するのではなく、活用方法を見定めてデータを管理していくことが望ましい。さらに、活用可能なデータの作成を職員に認識させ、日常的に活用可能なデータを蓄積する体制を構築することが望ましい。

項番 65 「デジタル関連予算等の最適化」について

デジタル関連の予算を調製するに当たり、各課から要求のあった事業のみ査定するのではなく、組織横断的に各課の事業を把握・整理し、長期的な視点でDXを推進できる事業を洗い出す仕組みを構築していくことが望ましい。また、導入時の費用だけでなく長期的な経常経費も一体的に考慮した査定を実施していただきたい。

項番 68「デジタル人材の確保・育成の推進」及び項番 69「人事管理業務の最適化の検討」について

デジタル化・DXを推進していくに当たっては、デジタル人材の確保・育成が重要である。また、デジタル部門に限らず、職員が業務で得た知識や強みを今後のキャリアや業務において活用できるように活躍の場や適正な評価がされる仕組みを構築することが、職員のエンゲージメントや職場への定着へ寄与し、結果として本市の組織力の強化やDXの推進に拍車をかけることから検討していただきたい。

利用者目線やUXに配慮したDXについて

各推進項目を推進するに当たり、全ての項目を実施、検討するためには財政的に大きな負担になる。全て実施できることが望ましいものの、結果として全て完成度が低いものが出来上がってしまう懸念もあることから、利用者目線やUXに配慮したDXを念頭に置き優先順位をつけた上で、推進していただきたい。

市民サービスDXと庁内DXの関連について

各推進項目を推進するに当たっては、市民サービスに関連するDXと庁内事務に関連するDXと区分せずに相補的に推進するべき項目もあることから、関連付けを意識して推進していただきたい。

3 行政改革本部及びDX推進本部

(1) 行政改革本部設置要綱

○武蔵村山市行政改革本部設置要綱

〔平成8年5月13日〕
訓令(乙)第92号

(設置)

第1条 武蔵村山市の行財政に係る課題を総合的見地から検討し、もって市民本位の簡素にして効率的な市政運営に資するため、武蔵村山市行政改革本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 行財政の効率的な運営に関する事。
- (2) 行政改革大綱の策定に関する事。
- (3) 行政改革の推進に関する事。
- (4) その他行政改革に係る重要事項に関する事。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、武蔵村山市庁議等の設置及び運営に関する規則（昭和47年武蔵村山市規則第28号）第3条第1号に規定する部長の職にある者をもって充てる。
- 5 本部には、必要に応じ、第2条に規定する事項を専門的に調査、検討するための組織を置くことができる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の市職員の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

(2) 行政改革本部本部員名簿（令和7年4月1日時点）

区 分	氏 名	職 名
本部長	山崎泰大	市長
副本部長	石川浩喜	副市長
//	池谷光二	教育長
本部員	雨宮則和	企画財政部長
//	乙幡康司	総務部長
//	古川純	危機管理担当部長
//	島田拓	市民部長
//	並木篤志	協働推進部長
//	安齋高	環境部長
//	小延明子	健康福祉部長
//	増田宗之	高齢・障害担当部長
//	室賀和之	子ども家庭部長
//	今泉浩	都市整備部長
//	指田光春	建設管理担当部長
//	鈴木義雄	教育部長
//	高瀬隆太郎	学校教育担当部長
//	小林真	議会事務局長
//	指田政明	会計管理者

(3) D X推進本部設置要綱

○武蔵村山市D X推進本部設置要綱

〔令和4年8月30日〕
訓令(乙)第149号

(設置)

第1条 武蔵村山市のデジタル化施策を総合的かつ効果的に推進し、もって市民サービスの利便性の向上及び行政の効率化に資するため、武蔵村山市D X推進本部（以下「D X本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 D X本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) デジタル化施策に係る重要な方針の策定に関すること。
- (2) D X推進計画の策定に関すること。
- (3) デジタル化施策の推進に関すること。
- (4) その他デジタル化施策に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 D X本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、副市長をもって充て、最高情報統括責任者（C I O）として、D X本部を総理する。
- 3 副本部長は、教育長及び企画財政部行政改革・D X推進担当部長の職にある者をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、企画財政部行政改革・D X推進担当部長がその職務を代理する。
- 4 本部員は、武蔵村山市庁議等の設置及び運営に関する規則（昭和47年武蔵村山市規則第28号）第3条第1号に規定する部長（企画財政部行政改革・D X推進担当部長を除く。）をもって充てる。
- 5 D X本部には、必要に応じ、前条に規定する事項を専門的に調査し、及び検討するための組織を置くことができる。

(会議)

第4条 D X本部の会議は、本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の市職員の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 D X本部の庶務は、企画財政部デジタル推進課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、D X本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

(4) D X推進本部名簿（令和7年4月1日時点）

区 分	氏 名	職 名
本部長	石川 浩喜	副市長
副本部長	池谷 光二	教育長
//	雨宮 則和	企画財政部長
本部員	乙幡 康司	総務部長
//	古川 純	危機管理担当部長
//	島田 拓	市民部長
//	並木 篤志	協働推進部長
//	安齋 高	環境部長
//	小延 明子	健康福祉部長
//	増田 宗之	高齢・障害担当部長
//	室賀 和之	子ども家庭部長
//	今泉 浩	都市整備部長
//	指田 光春	建設管理担当部長
//	鈴木 義雄	教育部長
//	高瀬 隆太郎	学校教育担当部長
//	小林 真	議会事務局長
//	指田 政明	会計管理者

(5) 行政改革本部及びD X推進本部の審議経過

	開催日時	議 題
第1回	令和7年3月5日(水) 午後2時から	武蔵村山市第八次行政改革大綱及び (仮称)武蔵村山市D X推進計画の策定について (1) 武蔵村山市第八次行政改革大綱等の策定に 関する基本方針について (2) 武蔵村山市行政改革本部及び武蔵村山市 DX 推進本部専門部会の設置について
第2回	令和7年10月15日(水) 午前9時30分から	武蔵村山市第八次行政改革大綱及び(仮称)武蔵 村山市D X推進計画(第1.0版)(素案)について
第3回	令和7年12月17日(水) 午前9時30分から	武蔵村山市第八次行政改革大綱及び(仮称)武蔵 村山市D X推進計画(第1.0版)(素案)について

※全て行政改革本部及びD X推進本部を同時開催

4 行政改革本部及びDX推進本部専門部会

(1) 行政改革本部専門部会設置要領

○武蔵村山市行政改革本部専門部会設置要領

〔令和7年3月25日〕
行政改革本部本部長決裁

(設置)

第1条 武蔵村山市行政改革本部設置要綱（平成8年武蔵村山市訓令（乙）第92号）第3条第5項に規定する組織として、武蔵村山市行政改革本部に次に掲げる専門部会（以下「部会」という。）を置く。

- (1) 組織力向上部会
- (2) DX推進部会

(所掌事務)

第2条 部会は、武蔵村山市行政改革本部設置要綱第2条各号に掲げる事項について調査検討し、武蔵村山市行政改革本部の本部長（以下単に「本部長」という。）に報告する。

(組織)

第3条 部会は、市職員のうちから本部長が任命し、又は委嘱する各10人の部会員で組織する。

(部会長及び副部会長)

第4条 部会に、部会長及び副部会長1人を置き、当該部会に属する部会員の互選により選任する。

- 2 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 部会の会議は、部会長が招集する。ただし、最初の会議は、本部長が招集する。

- 2 部会は、部会員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(2) DX 推進本部専門部会設置要領

○武蔵村山市DX推進本部専門部会設置要領

〔令和7年3月25日〕
DX推進本部本部長決裁

(設置)

第1条 武蔵村山市DX推進本部設置要綱（令和4年武蔵村山市訓令（乙）第149号）第3条第5項に規定する組織として、武蔵村山市DX推進本部（以下「DX本部」という。）にDX推進専門部会（以下「部会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 部会は、武蔵村山市DX推進本部設置要綱第2条第2号に掲げる事項について調査検討し、DX本部の本部長（以下「本部長」という。）に報告する。

(組織)

第3条 部会は、市職員のうちから本部長が任命する10人の部会員で組織する。

(部会長及び副部会長)

第4条 部会に、部会長及び副部会長1人を置き、部会員の互選により選任する。

2 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 部会の会議は、部会長が招集する。ただし、最初の会議は、本部長が招集する。

2 部会は、部会員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、企画財政部デジタル推進課において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(3) 行政改革本部及びDX推進本部専門部会部会員名簿（令和7年4月1日時点）

ア 組織力向上部会

区 分	氏 名	職 名
部 会 長	加 藤 俊 幸	財政課長
副部会長	久保田 智 子	企画政策課 公共施設活用担当課長
部 会 員	深 須 麻美子	職員課 人材育成担当課長
//	足 達 竜 太	秘書広報課 広報広聴係長
//	天 野 竜 一	文書法制課 法務係長
//	稲 葉 義 徳	職員課 研修厚生係長
//	市 場 直 樹	市民課 窓口係長
//	豊 泉 良 太	産業観光課 商工係長
//	石 川 拓 哉	福祉総務課 福祉総務係長
//	濱 谷 綾 祐	教育総務課 教育政策係長

イ DX推進部会（兼DX推進本部専門部会）

区 分	氏 名	職 名
部 会 長	疋 田 孝 介	市民課長
副部会長	加 藤 幸 代	子ども政策課長
部 会 員	福 井 則 仁	高齢福祉課長
//	菅 谷 洋 介	職員課 人事給与係長
//	土 田 恭 兵	防災安全課 消防第二係長
//	尾 崎 敏 明	課税課 家屋係長
//	並 木 梢	子ども育成課 手当・医療係長
//	竹 澤 賢 治	生活福祉課 経理・医療係長
//	小 濱 旬一郎	都市計画課 開発・住宅係長
//	坂 西 雅 史	教育指導課 教職員係長

(4) 行政改革本部専門部会及びDX推進本部専門部会部の審議経過

ア 組織力向上部会

	開催日時	議 題
第1回	令和7年7月10日(木) 午前10時30分から	部会長及び副部会長の互選について ※DX推進部会と同時開催
第2回	令和7年8月20日(水) 午前9時30分から	推進項目の検討について
第3回	令和7年8月28日(木) 午前9時30分から	推進項目の検討について
第4回	令和7年9月29日(月) 午前9時30分から	報告書(案)の検討について

※令和7年10月7日付けで行政改革本部長に報告

イ DX推進部会(兼DX推進本部専門部会)

	開催日時	議 題
第1回	令和7年7月10日(木) 午前10時30分から	部会長及び副部会長の互選について ※組織力向上部会と同時開催
第2回	令和7年8月28日(水) 午前10時から	推進項目の検討について
第3回	令和7年9月11日(木) 午後2時から	推進項目の検討について
第4回	令和7年9月29日(月) 午後2時から	報告書(案)の検討について

※令和7年10月7日付けで行政改革本部長及びDX推進本部長に報告

5 用語集

ページ	項番	用語	用語解説
表題	—	DX	Digital Transformation の略で、デジタル (Digital) 技術を活用し、これまでのサービスや仕事の進め方を変革 (X : Transformation) することで、市民生活をあらゆる面で豊かにすること。
1	総論	ICT	Information and Communication Technology の略で、情報技術 (IT) と通信技術を組み合わせた概念で、コンピュータやネットワーク、ソフトウェア、通信インフラを活用して情報を収集・処理・共有・伝達する技術のこと。
2	総論	QOL	Quality Of Life の略で、個人が生活する上で感じる満足度や幸福感、健康状態、社会的な繋がりなど、人生の「質」を評価する概念のこと。
4	総論	CIO	Chief Information Officer の略で、最高情報統括責任者のこと。市全体のデジタル化や DX 施策を統括し、計画の策定や実行を指揮する。
17	9	BPR	Business Process Reengineering の略で、既存の業務プロセスを詳細に分析して課題を把握し、全体的な解決策を導き出すこと。国民、事業者及び職員の負担を軽減するとともに、事務処理の迅速化・正確性の向上を通じた利便性の向上を図る取組のこと。
18	11	エンゲージメント	主に職員が組織に対して持つ愛着や信頼感及びその関係性から生じる積極的な行動姿勢のこと。
20	18	キャリアパス	職員が職務における長期的な成長や目標達成のために辿る職業上の道筋や進路のこと。
20	18	ロールモデル	自分の目標や行動の指針となる存在で、キャリア形成においてお手本にできる人物像や将来の理想像のこと。

ページ	項番	用語	用語解説
22	24	PPP/PFI	<p>・ PPP (Public Private Partnership の略) とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るものであり、指定管理者制度や包括的民間委託、PFI など、様々な方式の総称。</p> <p>・ PFI (Private Finance Initiative の略) とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。</p>
23	27	成果連動型民間委託契約方式 (PFS)	<p>Pay For Success の略で、民間事業者等に委託等する事業のうち解決を目指す行政課題に対応した成果指標を設定し、支払額を当該成果指標の改善状況に連動させる契約方式により実施するもの。</p>
24	29	J-クレジット	<p>省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による CO2 等の排出削減量や、適切な森林管理による CO2 の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。</p>
26	36	サウンディング型市場調査	<p>事業発案段階や事業化検討段階において、事業内容や事業スキーム等に関して、民間事業者との直接の対話により、新たな意見や事業提案の把握等を行うことで、対象事業の検討を進展させるための情報収集を目的とした調査。</p>
33	40	オープンデータ	<p>国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、次のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータのこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの (2) 機械判読に適したもの (3) 無償で利用できるもの
33	40	自治体標準オープンデータセット	<p>オープンデータの公開とその利活用を促進することを目的とし、政府が公開を推奨するデータと公開するデータの作成にあたり準拠すべきルールやフォーマット等を取りまとめたもの。</p>

ページ	項番	用語	用語解説
35	44	e L - QR	オンラインで納税や公共料金の支払い等の手続を行えるように、納付書等に付された統一規格のQRコードのこと。
35	44	eLTAX	地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続を、インターネットを利用して電子的に行うシステムのこと。
36	45	デジタルアーカイブ	図書館、博物館、美術館などにある書籍や骨董品などの所蔵品をデジタル化して保存等を行うこと。
37	49	デジタルデバイド	インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。
39	53	CBT	Computer Based Testing（コンピュータを利用した試験）の略で、従来の紙ベースの試験をコンピュータ上で実施すること。
40	54	AI	Artificial Intelligence の略で、人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術。
40	54	RPA	Robotic Process Automation の略で、ソフトウェアを使用して業務プロセスを自動化する技術のこと。
40	55	ノーコード、ローコードツール	ソフトウェアやアプリケーションを開発するためのツールやプラットフォームで、プログラミングのスキルがほとんど不要、または最小限で済むことを特徴とするもの。
40	56	テレワーク	ICT（情報通信技術）を活用し、自宅やワーキングスペース等のオフィスから離れた場所で、場所や時間を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。
41	57	標準準拠システム	国において、自治体のデジタル化を推進するため、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が施行され、標準化対象20業務について示された標準仕様に適合したシステムのこと。

ページ	項番	用語	用語解説
41	57	特定移行支援システム	令和7年度末までに標準準拠システムへ移行することが難しい標準化対象業務のシステムについて、政府が移行経費を含めて令和12年度末まで延長して、標準準拠システムへの移行を支援する枠組みのこと。
41	58	常設型電話交換機(PBX)	Private Branch Exchangeの略で、企業や団体などの内部で使用される電話交換機のこと。通常、外線と内線の接続や内線同士の接続制御を行う機能をもつもの。
41	58	クラウド(サービス)	手元のコンピュータで利用していたデータやソフトウェアを、サービス提供事業者がインターネット等のネットワークを経由して利用者に提供し、利用することができる形態やサービスのこと。
42	60	モバイル端末	持ち運びが容易で、主に無線通信などを利用してネットワーク接続が可能なコンパクトな情報機器のこと。スマートフォン、タブレット端末、ノートパソコン等が該当する。
43	63	E B P M	Evidence Based Policy Makingの略で、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで政策統計や業務データ等の客観的な根拠(エビデンス)に基づく政策立案のこと。

6 DX推進に関する市民ニーズアンケート結果

(1) 市民アンケート実施概要

DX推進計画策定の検討に当たり、市民のデジタル機器や電子行政サービスの利用状況及び今後活用を希望するサービス等について把握し、今後のデジタル化施策の基礎資料とするため、令和7年5月に、無作為に抽出した18歳以上の市民1,000人に対し、デジタル化に関する市民アンケートを実施し、355人から回答を得ました。

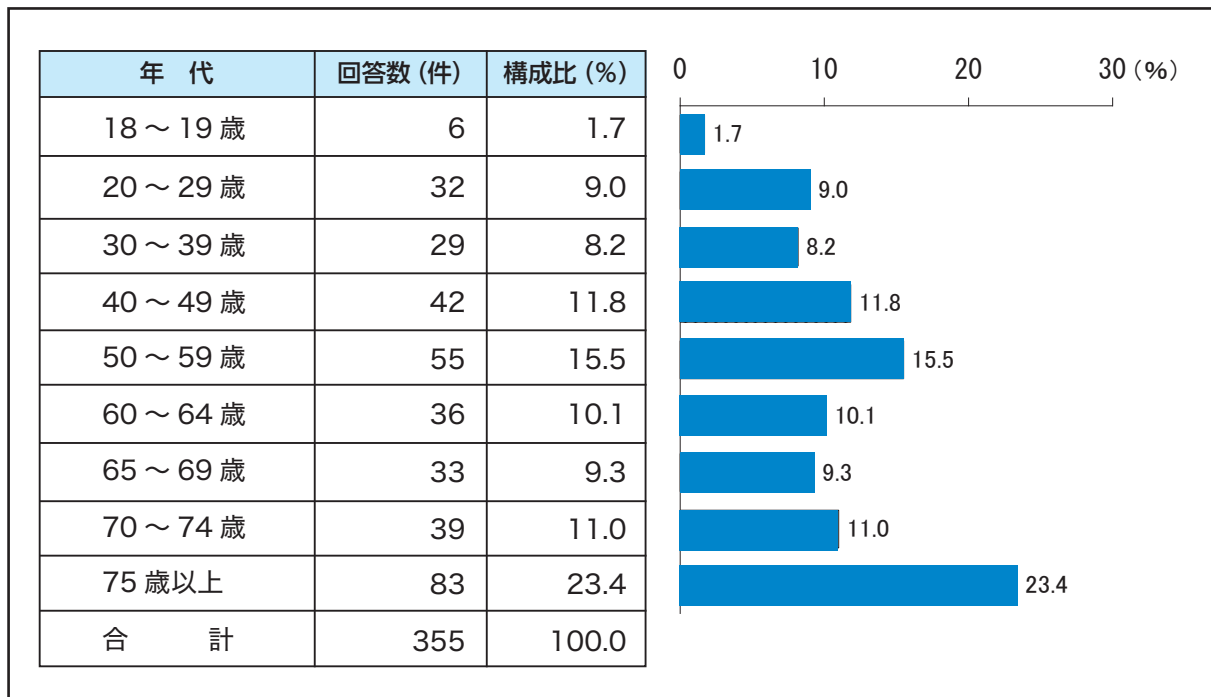
項 目	内 容
実 施 期 間	令和7年5月22日から同年6月13日まで
配 布 対 象 者	満18歳以上の市民1,000人
対象者選定方法	令和7年5月1日現在の住民基本台帳登録者から無作為抽出
アンケート方法	郵送による調査票送付及びオンライン又は書面による回答
回 答 率	35.5% (有効回答数：355通)

(2) 市民アンケート結果概要

アンケートの集計結果から得られた市民のDX推進に対するニーズや計画策定に当たり考慮すべき事項について整理します。

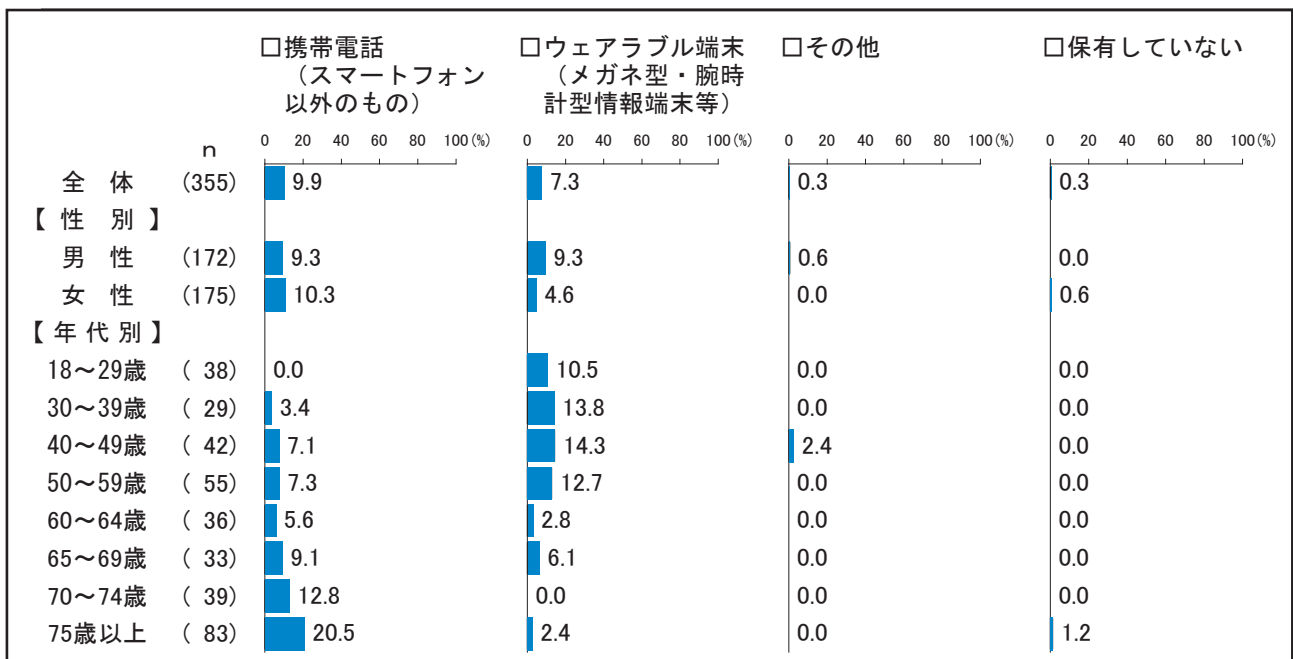
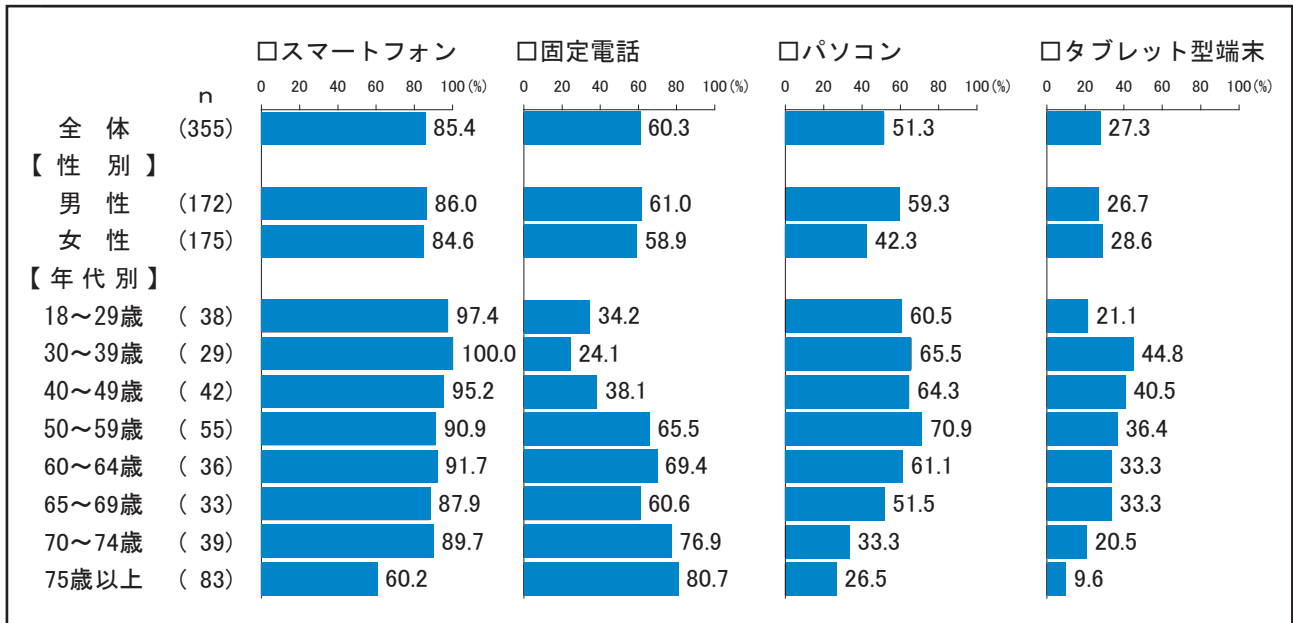
① 回答者の年代

65歳以上が全体の4割以上(43.7%)を占め、高齢者層の回答が多い結果となっています。



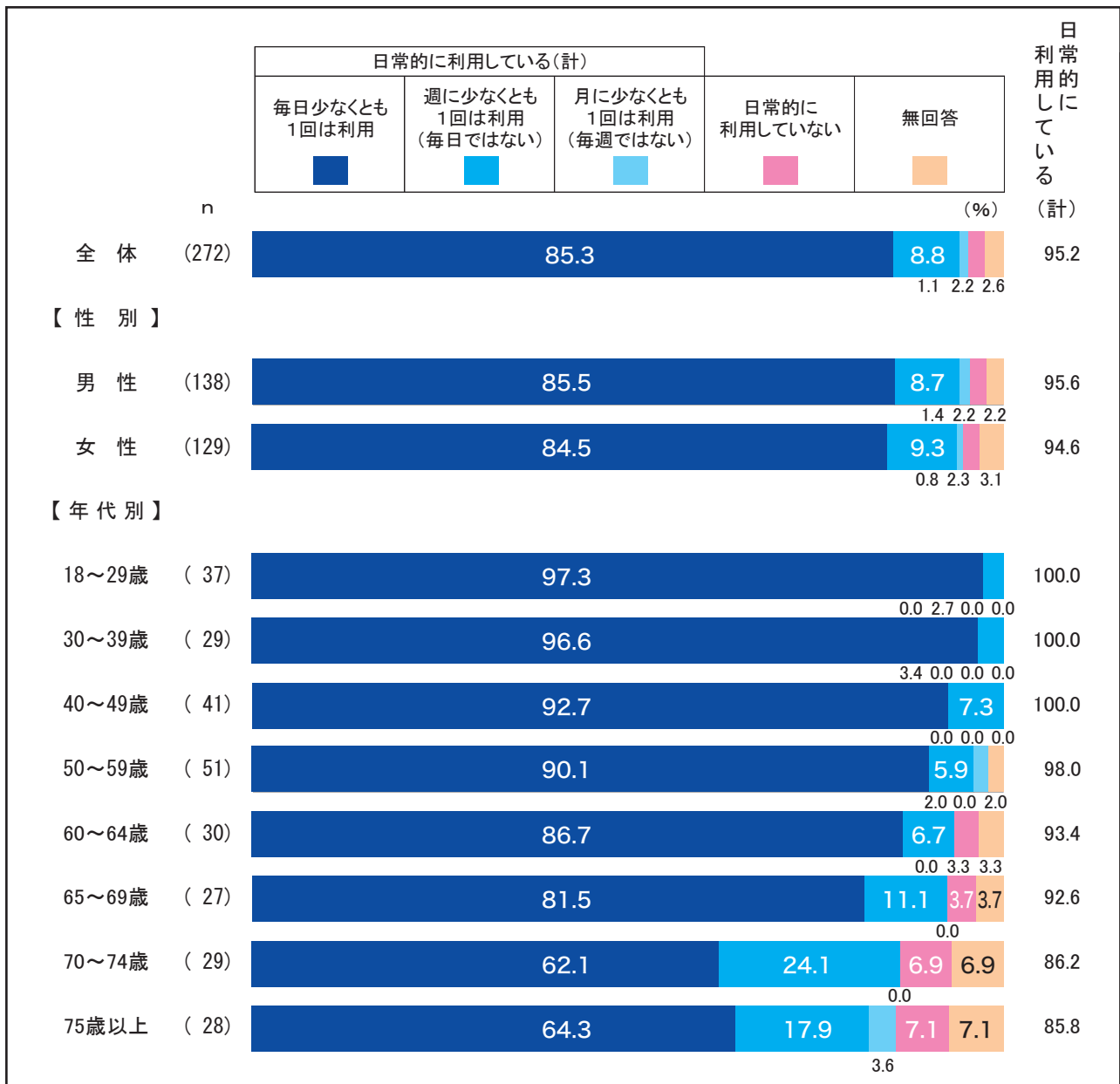
② 所有しているデジタル機器 ※該当するものを全て選択

年代別で見ると、「スマートフォン」は、30～39歳で100.0%となっており、18～74歳の年代でおよそ9割程度と高くなっています。75歳以上では、スマートフォンやパソコン等のインターネット接続可能なデジタル機器の利用割合が低くなっているため、インターネットを用いた情報提供には十分な配慮が必要です。



③ インターネットの利用頻度 ※該当するものを1つ選択

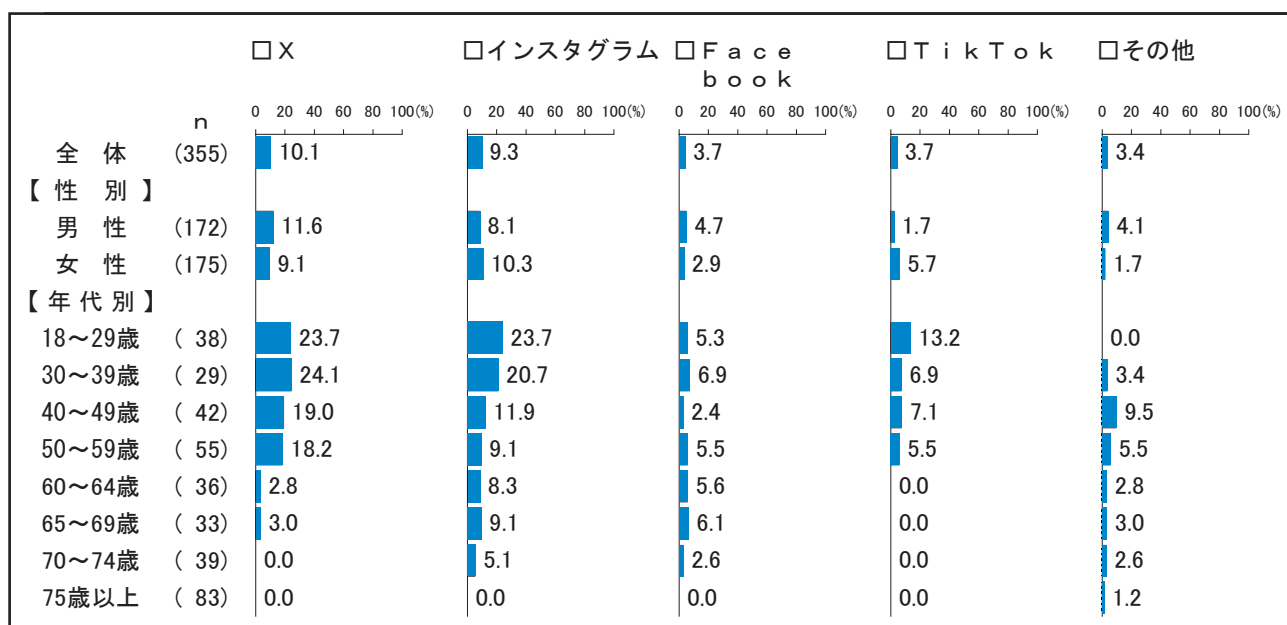
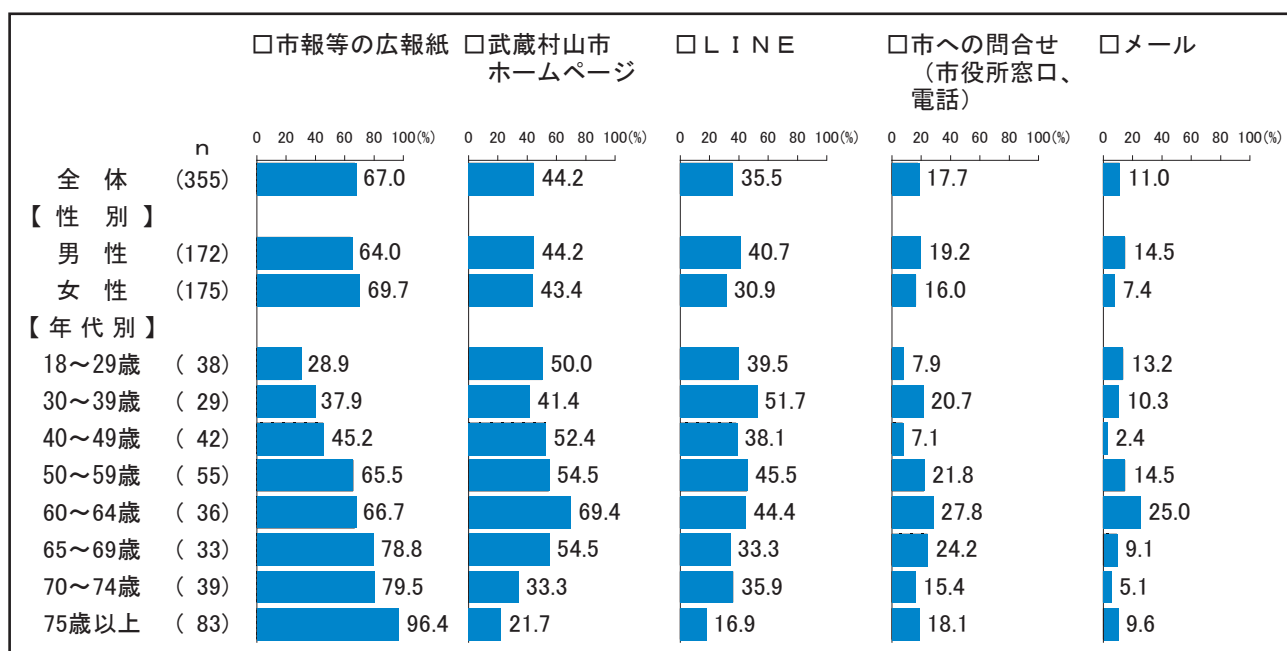
年代別に見ると、「毎日少なくとも1回は利用」は、年代が低くなるにつれて利用割合が高くなっています。



④ 便利だと感じる行政情報の入手手段 ※該当するものを全て選択

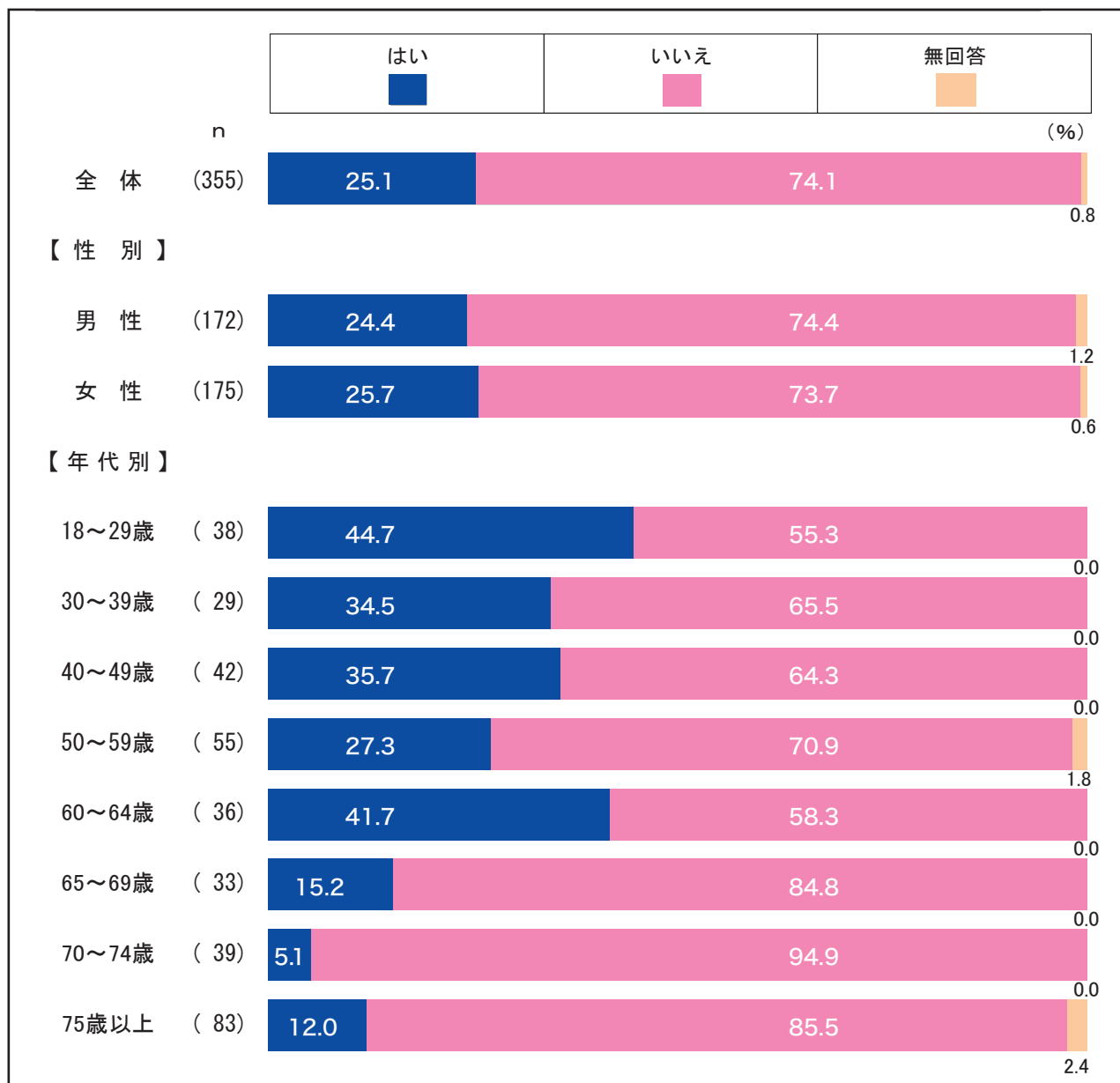
性別で見ると、「LINE」は男性（40.7%）が女性（30.9%）より9.8ポイント高くなっています。一方、「市報等の広報紙」は女性（69.7%）が男性（64.0%）より5.7ポイント高くなっています。

年代別で見ると、「市報等の広報紙」は年代が高くなるにつれて割合が高く、75歳以上で96.4%と高くなっています。「武蔵村山市ホームページ」は60～64歳で69.4%と高くなっています。「LINE」は30～39歳で51.7%と高くなっています。



⑤ オンラインでの行政手続の申請状況（性別／年代別） ※該当するものを1つ選択

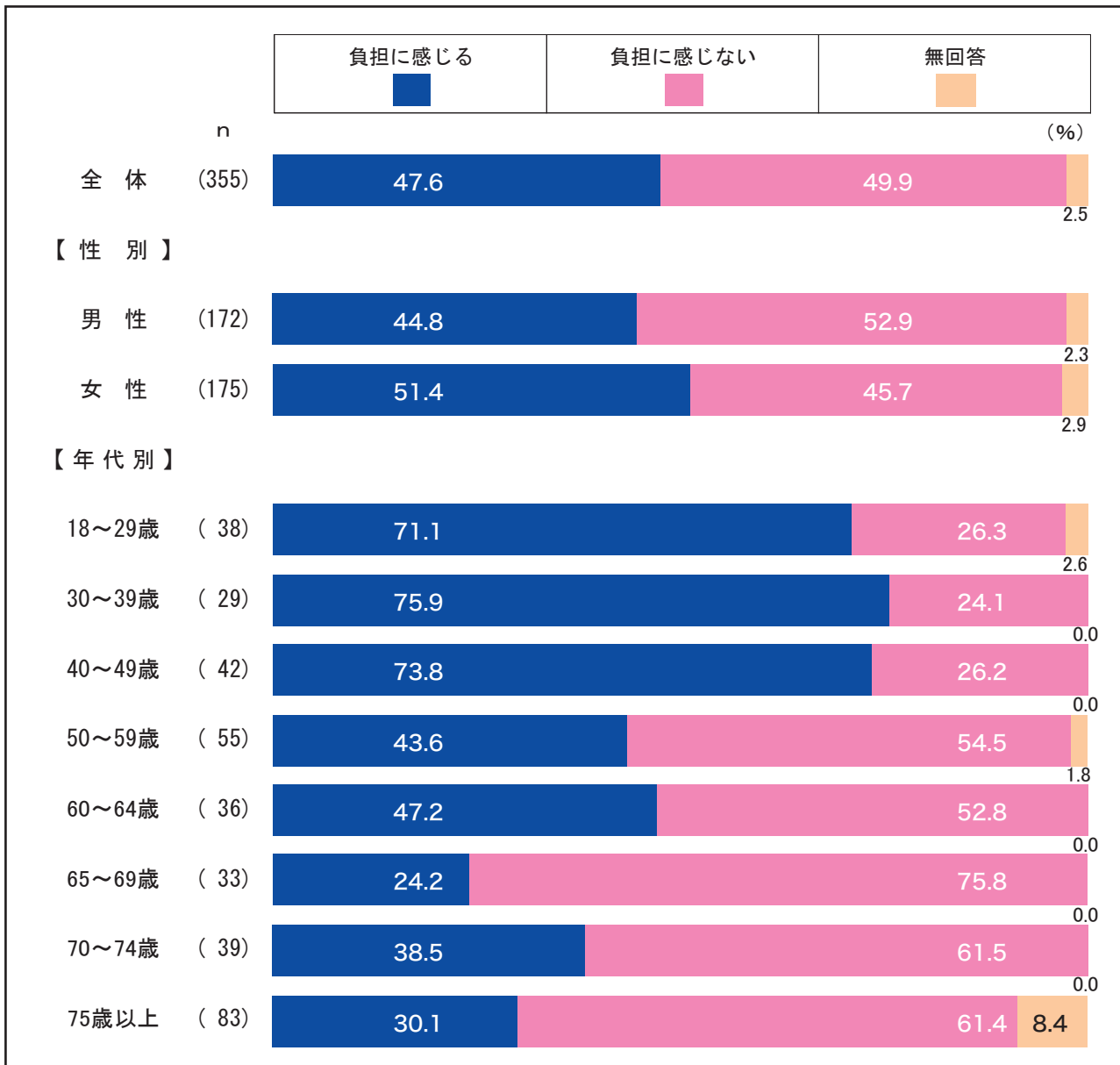
年代別で見ると、「はい（申請したことがある）」は18～29歳で44.7%、60～64歳で41.7%と高くなっています。一方、「いいえ（申請したことがない）」は70～74歳で94.9%と高くなっています。



⑥ 申請・届出等の手続を行うために市役所に出かける負担感（性別／年代別）

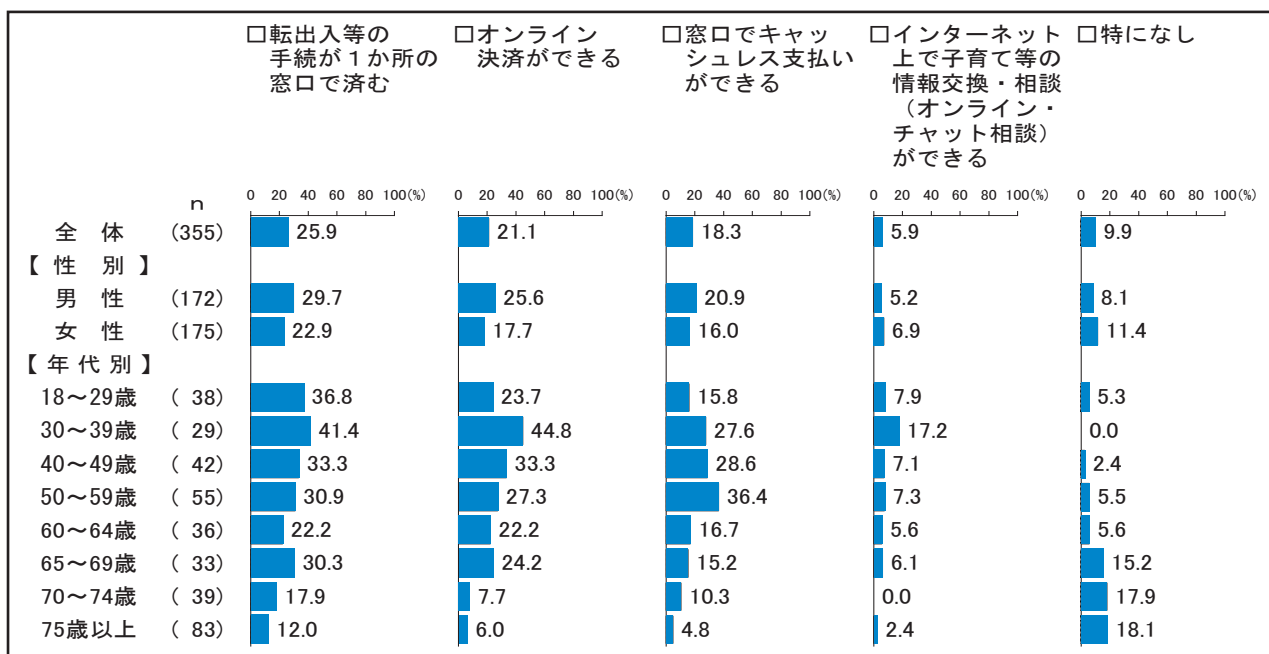
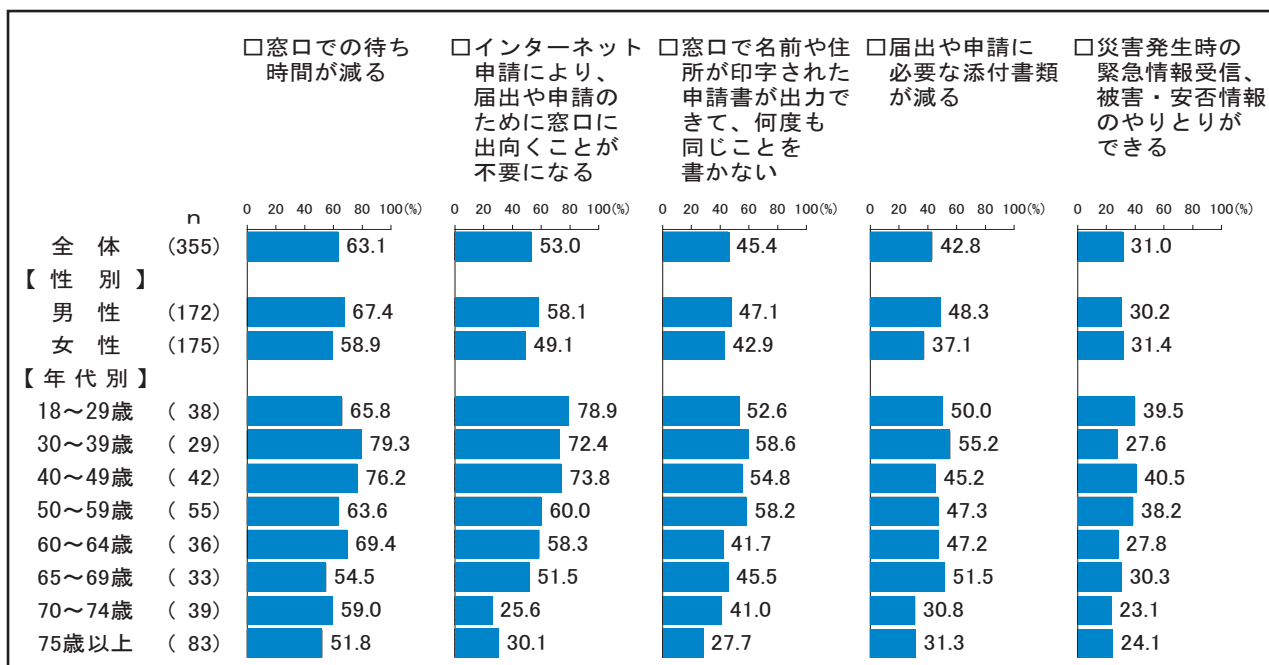
性別で見ると、「負担を感じる」は女性（51.4%）が男性（44.8%）より6.6ポイント高くなっています。

年代別で見ると、「負担を感じる」は30～39歳で75.9%、40～49歳で73.8%と高くなっています。一方、「負担に感じない」は65～69歳で75.8%と高くなっています。



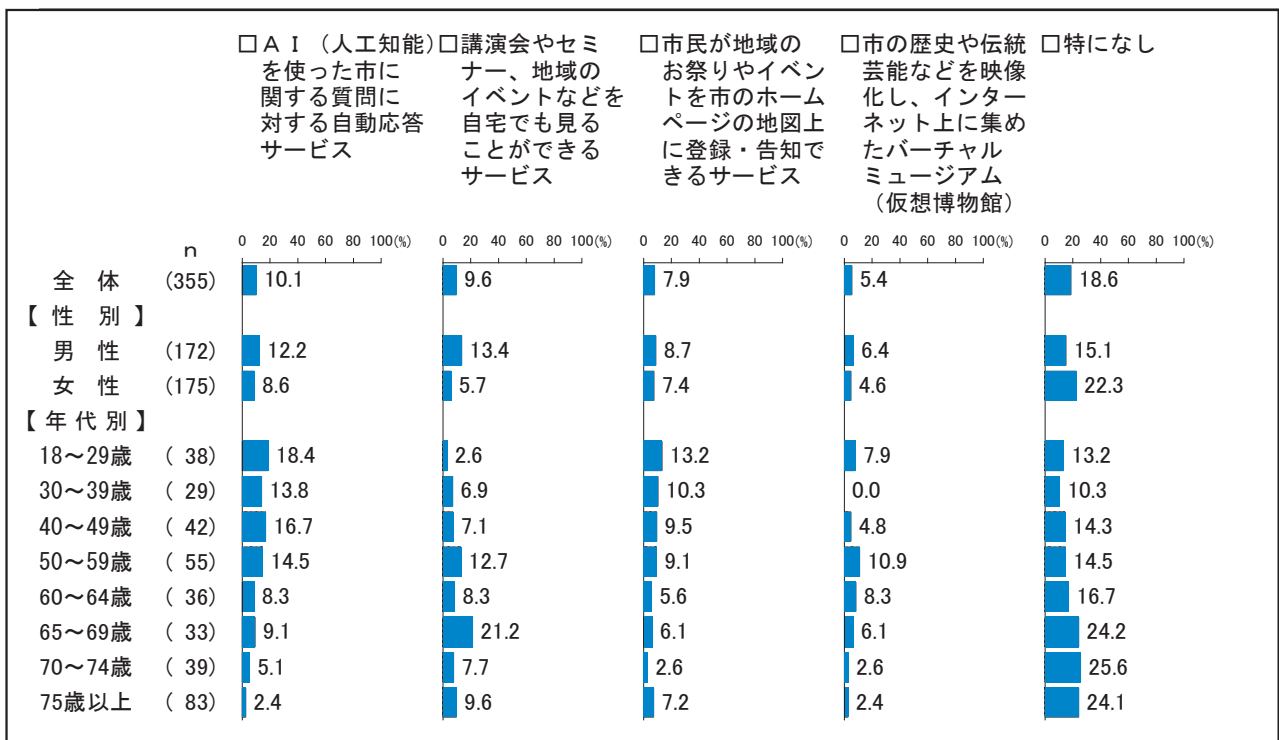
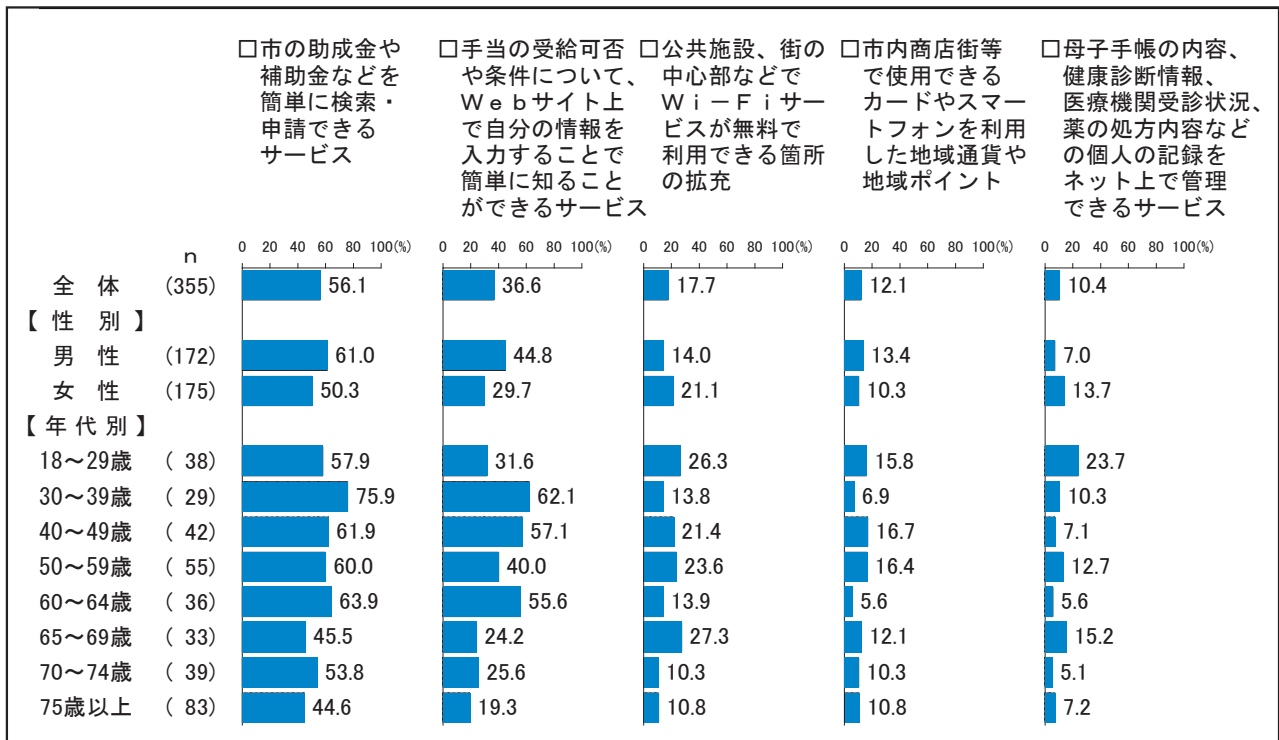
⑦ 行政手続等のデジタル化により期待すること（性別／年代別） ※該当するものを全て選択

年代別で見ると、「窓口での待ち時間が減る」は30～39歳で79.3%と高くなっています。「インターネット申請により、届出や申請のために窓口に出向くことが不要になる」は18～29歳で78.9%と高くなっています。「オンライン決済ができる」は30～39歳で44.8%と高くなっています。



⑧ 市のデジタル化で望むサービス ※3つ以内で選択

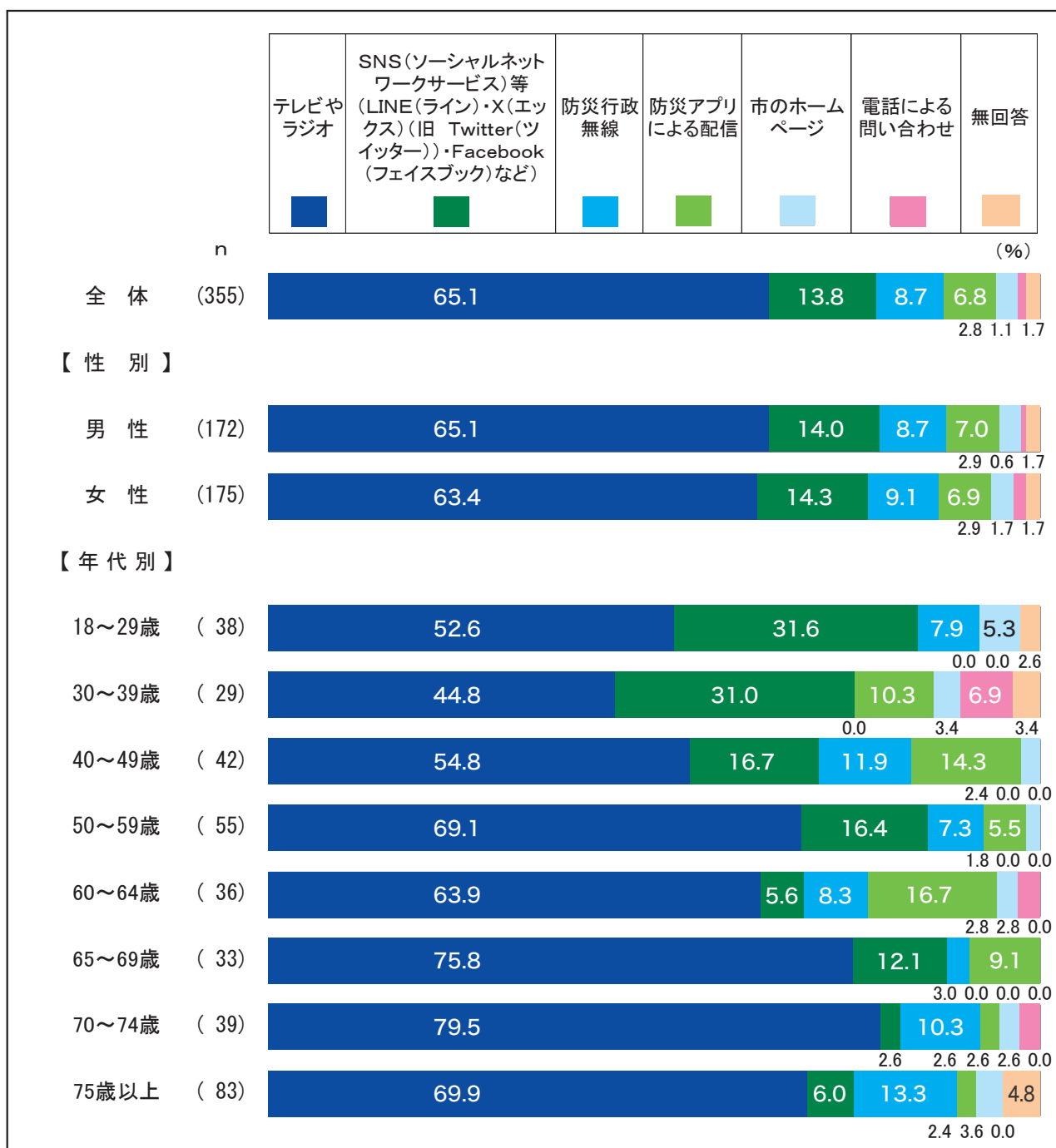
市のデジタル化で望むサービスは、「市の助成金や補助金などを簡単に検索・申請できるサービス」が56.1%で最も高く、次いで「手当の受給可否や条件について、Webサイトで自分の情報を入力することで簡単に知ることができるサービス」が36.6%、「公共施設、街の中心部などでWi-Fiサービスが無料で利用できる箇所の拡充」が17.7%、「市内商店街等で使用できるカードやスマートフォンを利用した地域通貨や地域ポイント」が12.1%となっており、「特になし」は18.6%となっています。



⑨ 災害時に情報を取得する手段として信頼する方法 ※該当するものを1つ選択

災害時に情報を得る手段として最も信頼する方法は、「テレビやラジオ」が65.1%で最も高く、次が「SNS(ソーシャルネットワークサービス)等(LINE(ライン)・X(エックス)(旧Twitter(ツイッター))・Facebook(フェイスブック)など」が13.8%、「防災行政無線」が8.7%、「防災アプリによる配信」が6.8%となっています。

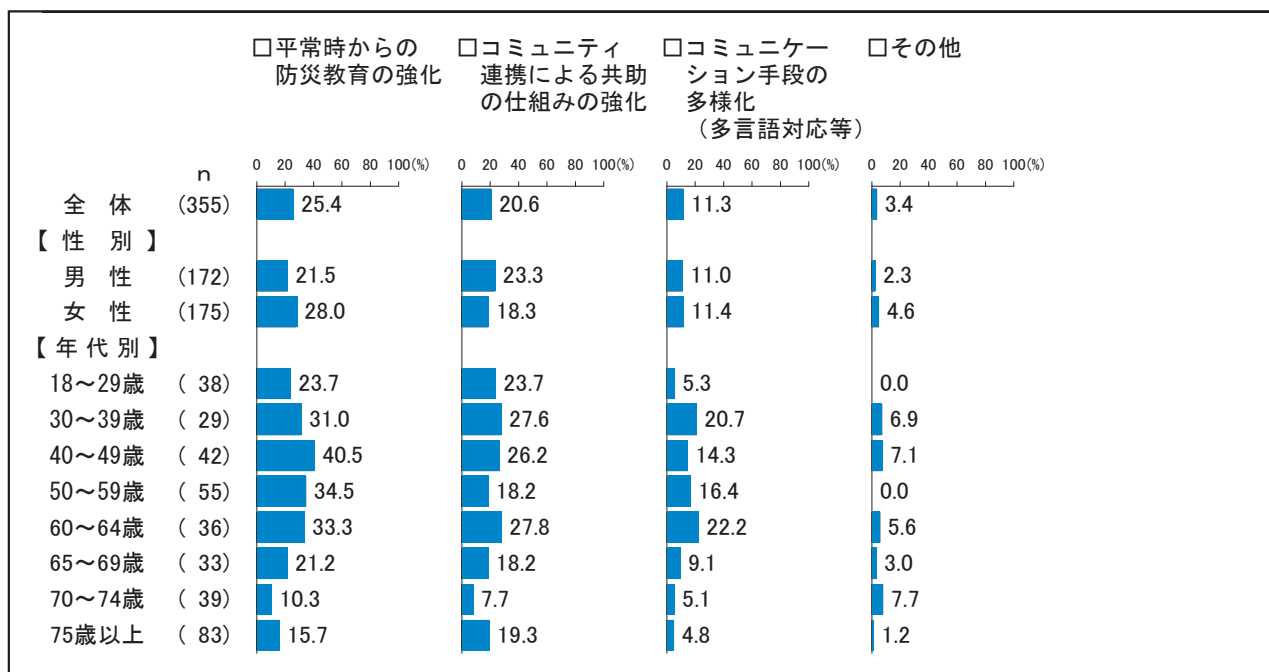
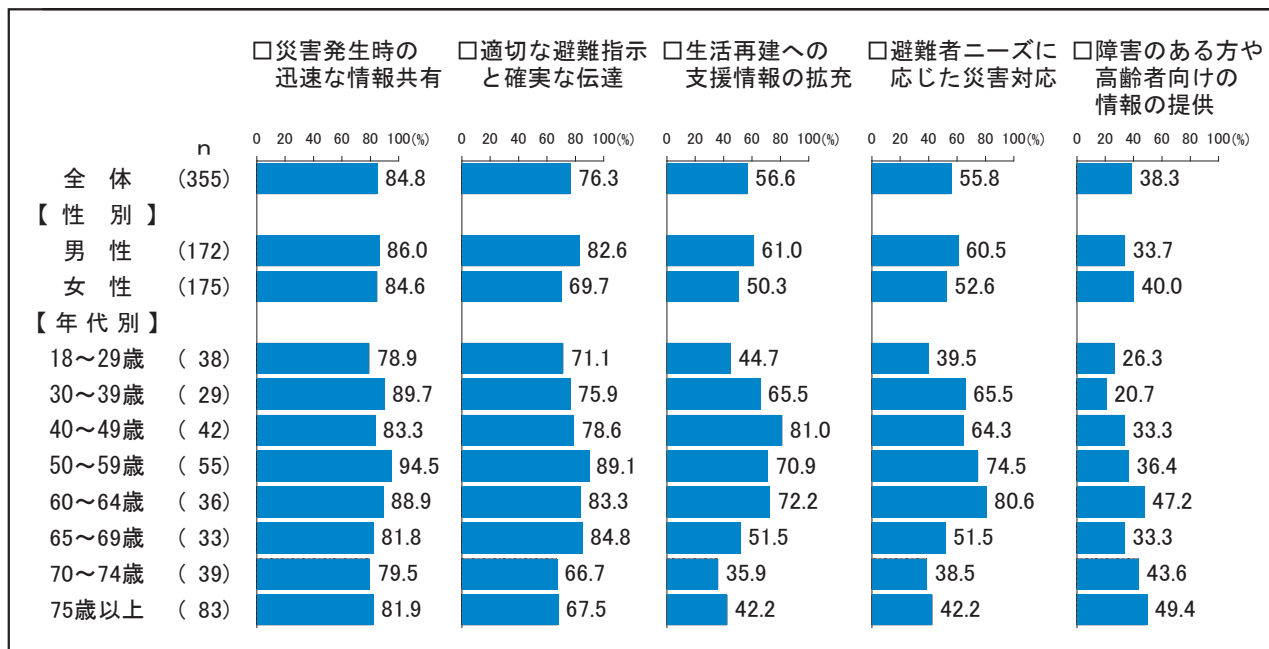
年齢層が低くなるごとに「SNS(ソーシャルネットワークサービス)等(LINE(ライン)・X(エックス)(旧Twitter(ツイッター))・Facebook(フェイスブック)など」が高くなる傾向となっており、「テレビやラジオ」以外の媒体についても積極的に検討することが必要です。



資料編

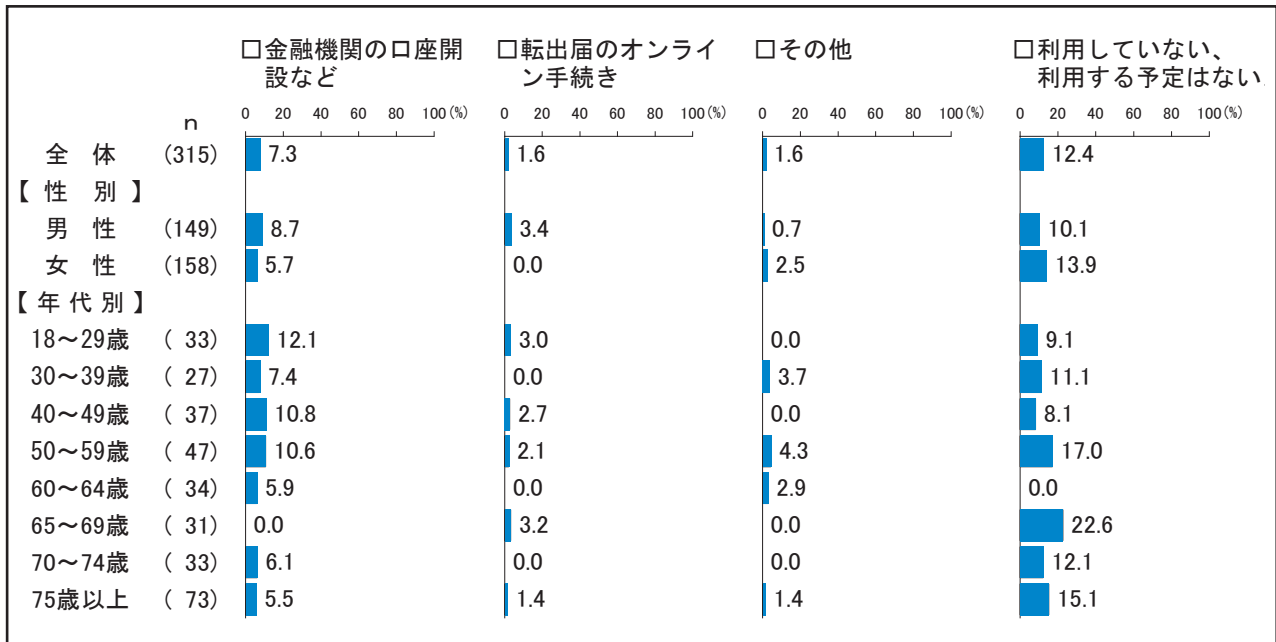
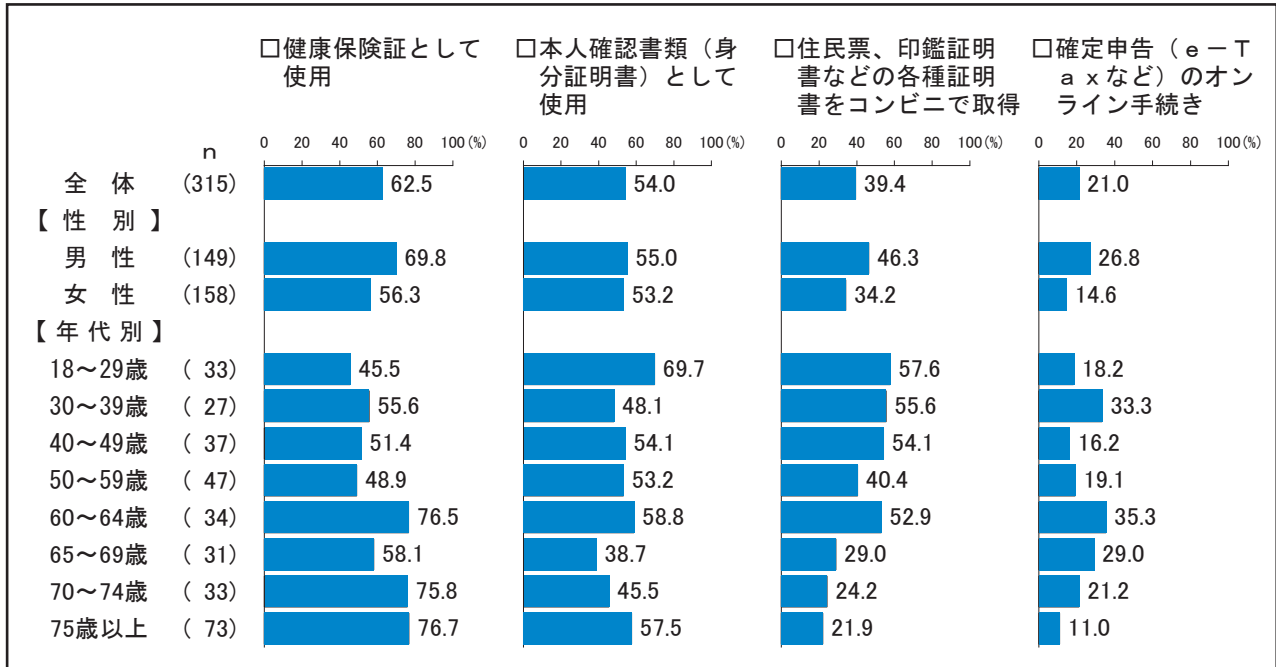
⑩ 防災DXで実現してほしいこと ※該当するものを全て選択

年代別で見ると、「災害発生時の迅速な情報共有」は50～59歳で94.5%と高くなっています。「適切な避難指示と確実な伝達」は50～59歳で89.1%と高くなっています。「生活再建への支援情報の拡充」は40～49歳で81.0%と高くなっています。



⑪ マイナンバーカードの用途 ※該当するものを全て選択

年代別で見ると、「健康保険証として使用」は60～64歳で76.5%、70～74歳で75.8%、75歳以上で76.7%と高くなっています。「本人確認書類(身分証明書)として使用」は18～29歳で69.7%と高くなっています。「住民票、印鑑証明書などの各種証明書をコンビニで取得」は18～29歳で57.6%と高くなっています。



武蔵村山市第八次行政改革大綱
武蔵村山市DX推進計画（第 1.0 版）

（令和 8 年度～令和 1 2 年度）

発行年月／令和 8 年 3 月

発 行／武蔵村山市

編 集／武蔵村山市企画財政部企画政策課、デジタル推進課

〒 208-8501

武蔵村山市本町一丁目 1 番地の 1

TEL 042 (565) 1111 (代表)



武蔵村山市